

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和4年9月28日 午前10時～午後5時2分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	帯田裕達	委員	下園政喜
副委員長	落口久光	委員	阿久根憲造
委員	瀬尾和敬	委員	犬井美香
委員	福田俊一郎	委員	溝上一樹
委員	井上勝博		

○その他の議員

議員 屋久弘文

○説明のための出席者

市民安全部長	上戸理志	保険年金課	山元茂
次長（危機管理担当）	遠矢一星	医療対策監	古里洋一郎
市民課長	東田幸一	市民健康課長	黒木論
防災安全課長	堂元光信		
原子力安全室長	宮田高敬	消防局長	佐多孝一
環境課長	奥平幸雄	消防総務課長	松下直生
課長代理	原暢幸	専門職	福元義一
主幹兼生活環境グループ長	村岡実	警防課長	濱田浩
税務課長	山口隆雄	予防課長	森山勝男
収納課長	国分修	通信指令課長	元島猛
市民福祉部長	小柳津賢一	水道局長	今井功司
障害・社会福祉課長	紙屋一朗	経営管理課長	橋口公男
高齢・介護福祉課長	中俣賢一郎	上水道課長	今村淳一
保護課長	新川皇祐	下水道室長	松野信作
子育て支援課長	福森ひとみ		

○事務局職員

議会事務局長	道場益男	課長代理	前門宏之
議事調査課長	川畑央	議事グループ員	山口仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	消 防 総 務 課
議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 89 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算） 議案第 90 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算） 議案第 98 号 剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市水道事業会計決算） 議案第 99 号 剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算） 議案第 100号 剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市下水道事業会計決算）	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	市 民 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 室 環 境 課 税 務 課 収 納 課
議案第 103号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 95 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	市 民 健 康 課
議案第 103号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 96 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第 88 号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 護 課 子 育 て 支 援 課

議案第 88 号 決算の認定について（令和 3 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 險 年 金 課 （ 税 務 課 ）
議案第 94 号 決算の認定について（令和 3 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）	（ 収 納 課 ）
議案第 97 号 決算の認定について（令和 3 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日の審査に当たって留意事項を申し上げます。

まず、審査は、決算認定議案及びさきの本会議で付託された補正予算のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は決算と関連したものとなるよう御留意ください。

また、決算議案の審査に当たっては、各課の審査の冒頭に部長等から決算の概要として、主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△消防総務課の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防総務課の審査に入ります。

△議案第88号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）議案第88号決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○消防局長（佐多孝一）それでは、決算附属書の152ページをお開きください。

まず、1の常備消防体制の強化につきましては、火災予防、消防及び救急救助体制の充実強化を図るため、車両等の資機材の更新整備を行うほか、消防職員の資質向上のための各種研修派遣や防災研修センター利用促進により、市民の防災意識の啓発を行ったところでございます。

主な事業としましては、防火衣一式の購入、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入、西部消防署非常用発電設備改修工事等を実施したところでございます。

次に、中ほど右側の表になりますが、火災・救急・救助発生件数の対前年比であります。いずれも減となったところでございます。

次の表の消防職員の研修派遣ですが、消防大学の救助科、消防学校の初任科など、各専門教育への派遣、そのほか、研修では救急救命士養成研修、消防・救急緊急自動車運転研修など各種研修に職員を派遣したところでございます。

次に、防災研修センターの来館者数ですが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス拡大の影響もあり、休館した時期もありましたので、前年と比較して減少となったところでございます。

続きまして、2の非常備消防体制の強化につきましては、消防団の各施設及び資機材の更新のほか、消防団員の資質向上や現場活動での安全対策を図り、地域住民と一体となった防災環境づくりの各種事業を行ったところでございます。

主な事業としましては、消防団員の活動拠点の施設整備事業としまして、朝陽分団車庫詰所新築工事に係る地質調査・設計業務委託をはじめ、消防ポンプ自動車等の購入を実施したところでございます。

次に、消防団員の研修派遣につきましては、県消防学校への派遣、そのほか、研修では、新入団員に対し、本市独自の研修を実施したところでございます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）それでは、令和3年度薩摩川内市各会計歳入歳出決算書を御準備ください。

まず、初めに歳出について御説明申し上げます。188ページを御覧ください。

9款消防費1項消防費1目常備消防費の支出済額は14億4,637万3,883円です。

右側備考欄になりますが、常備消防一般管理費の事項は主に職員161人分の給与費等のほか消防局全般にわたる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費などです。

続いて、同じく右側備考欄の常備消防費の区分

の下から8行目の常備消防車両管理費の事項では、主に常備消防車両に対する車検整備及び法定点検、特殊車両である大型車両の支援車I型及びはしご車の保守点検整備業務委託料等であります。

続きまして、同じく188ページの2目非常備消防費の支出済額は1億5,390万8,272円です。

右側備考欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項では、主に消防団員1,260人分の団員報酬及び費用弁償等のほか、190ページ右側備考欄の最上段、鹿児島県市町村総合事務組合消防補償等事業負担金などが主なものであります。

同じく190ページ右側備考欄の上から6段目の非常備消防車両管理費の事項では、主に消防団の車両の燃料及び車検・法定点検修繕料並びに自動車損害保険料などであります。

続いて、同じく190ページの3目常備消防施設費の支出済額は9,636万3,369円です。

右側備考欄になりますが、常備消防施設費の事項では、上甕分駐所が開署から40年、西部消防署は開署から38年が経過し、非常用発電設備の老朽化により電源立地地域対策交付金を活用して上甕分駐所の設計業務委託と西部消防署の改修工事を実施いたしました。

備考欄後段の常備消防車両等購入費の事項では、緊急消防援助隊施設整備費補助金を活用しまして災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を購入し、祁答院分署へ更新・配備しました。

続いて、同じく190ページ、4目非常備消防施設費の支出済額は7,106万7,987円です。

右側備考欄になりますが、非常備消防施設費の事項では、朝陽分団朝陽部車庫詰所の新築工事設計業務委託と耐震性防火水槽2基の新設工事などです。繰越明許費は14節工事請負費で耐震性貯水槽設置工事1件を令和4年度へ繰り越したものです。

続いて、非常備消防車両等購入費の事項では、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、緊急防災・減災事業債等を活用し、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ普通積載車3台、小型動力ポンプ3台を更新・整備したところです。

次に、歳入について申し上げますので、決算書の34ページをお開きください。

15款使用料及び手数料1項使用料8目消防使用料1節消防使用料のうち消防総務課分は右側備考欄の行政財産使用料18万5,090円で、九州電力、NTT等の電柱等の使用料です。

続きまして、38ページをお開きください。

15款使用料及び手数料2項手数料8目消防手数料1節消防手数料は118万1,280円で、右側備考欄になりますが、危険物関係手数料115万6,850円、諸証明手数料930円、危険物関係手数料（事前調定分）2万3,500円であります。

44ページをお開きください。

16款国庫支出金2項国庫補助金7目消防費補助金1節消防費補助金は1,509万6,000円で、右側備考欄になりますが、緊急消防援助隊設備整備費補助金（常備車両購入分）で、東部消防署、祁答院分署に配備しました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車分であります。

54ページをお開きください。

17款県支出金2項県補助金7目消防費補助金1節消防費補助金は2,198万3,000円で、右側備考欄になりますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金であります。

内訳としましては、特定離島ふるさとおこし推進事業では、上甕地域に配備しております小型動力ポンプ普通積載車2台を更新・整備したものと組立て式消防用水槽2台を整備し、上甕分駐所、下甕分駐所へ配備したものです。補助額は1,213万3,000円で補助率は事業費の10分の8です。

続いて、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業では、小型動力ポンプ普通積載車1台、小型動力ポンプ2台を購入したもので、交付額は985万円で定額交付金となっております。

58ページをお開きください。

17款県支出金3項県委託金8目消防費委託金1節消防費委託金は14万2,000円で、右側備考欄になりますが、権限委譲事務委託金で花火打ち上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する委託金で、令和元年度中の煙火消費許可申請12件に係る事務委託金であります。

62ページをお開きください。

1 8 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 1 節土地建物貸付収入のうち消防総務課分は、右側備考欄上から 6 段目、貸家料として、自動販売機設置 4 か所分、5 3 万 9, 8 8 0 円であります。

8 2 ページをお開きください。

2 2 款諸収入 5 項雑入 4 目雑入 1 節雑入のうち消防総務課分は、右側備考欄上から 2 5 段目にあります源泉徴収所得税徴収金から職員宿舍家賃までの 1 3 項目で 4 8 8 万 9, 6 9 8 円であります。

建物及び自動車損害保険金、外国語 1 1 9 同時通訳業務委託に対する分担金や甌島地域の待機宿舍及び借上型職員待機宿舍 9 世帯分の実費徴収金、電気料など、実費収入金であります。

なお、源泉徴収所得税徴収金につきましては、税務実施調査により源泉徴収漏れの指摘を受け、過去 5 年分について遡って徴収したことから雑入として受けたものです。

外国語 1 1 9 同時通訳業務委託収入 2 0 万 9, 4 8 4 円は、北薩 4 消防本部共同で契約しております外国人からの 1 1 9 番通報の同時通訳業務に対し、出水市消防本部、阿久根地区消防組合、さつま町消防本部の負担金として受け入れているものです。

通信指令共同運用事業負担金は、消防通信指令事務を、本市、阿久根地区消防組合、さつま町消防本部の 3 消防本部で令和 7 年 4 月 1 日運用開始に向け令和 3 年 4 月 1 日に協議会を発足し、阿久根地区消防組合とさつま町消防本部から備品購入費などの初期費用を負担金として納入されたものです。

緊急消防援助隊活動費負担金（横浜市派遣職員分）は、静岡県熱海市で発生した土石流に伴う超過勤務費などを総務省消防庁から横浜市消防局へ交付され、本市職員分を横浜市消防局から納付されたものです。

実費徴収金は、職員待機宿舍の上甌町 3 戸、下甌町 2 戸、横浜市 1 戸の 6 世帯分の実費徴収金であります。1 3 項目めの職員宿舍家賃収入は平成 3 1 年度から下甌町の借上型職員待機宿舍 4 戸分の収入となっております。その他 7 件となっております。

最後に、財産に関する調書になります。3 5 2 ページをお開きください。

1 公有財産（1）土地及び建物の表、区分で行政財産、上から 3 行目、消防施設がございますが、土地の増減につきましては、増は里町の防火水槽の甌島振興局地域振興課からの所管替え、減につきましては大馬越分団の旧車庫詰所の解体によります財産マネジメント課への所管替えによるものです。建物の非木造の減につきましては、大馬越分団の旧車庫詰所の解体によります減であります。

続いて、3 5 7 ページをお開きください。

2 の物品について御説明申し上げます。

左側、表の区分、上から 5 行目の防災緊急用具類、3 増は消防所管分で小型動力ポンプ 3 台です。

次に、7 行目の車両類、9 増のうち消防局所管分は 5 台で、9 減のうち消防局所管分は 4 台となります。

右側、表の 6 行目の衛生医療機器類の 5 増のうち消防局所管分は 2 で高度救命救急処置シミュレーター人形 1 体と総合観察装置 1 台です。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（犬井美香）決算資料の 3 8 ページに消防団の運営補助金というのがありますが、そちらの算定方法というのを教えてください。

○消防総務課長（松下直生）各分団につきまして、1 分団 1 5 万円、それに団員一人当たり 1, 0 0 0 円を加えまして算定しております。

○委員（犬井美香）その他で、小さな団から少し運営が苦しいというような声が聞こえたんですけども、補助金は入りますが、消防局であったり、その他、別途、上納金のようなシステムみたいなものはありますか。

○警防課長（濱田 浩）消防団の運営補助金につきましては、現在、各分団にそれぞれ補助しているところがございますが、上納金についてどこにどういった形でというところは消防局としては把握していない部分があります。

あと、消防団の中での火消会という互助組織がありますので、そういったところへのお金の支出、それから全団員に加入していただいています、保険の負担というのは消防団の方々にそれぞれ協力いただいで加入していただいているところです。

○委員（井上勝博）8 3 ページの通信指令共同運用事業負担金のことなんですが、このことにつ

いて、今の進捗はどうなっているかを教えてください。

○専門職（福元義一）北薩3消防本部通信指令事務協議会の福元です。

今、質問がありました進捗状況につきましては、調達支援業務委託の業者と6月29日に契約いたしました。現在、見積りの内訳を業者に依頼しているところでもあります。

調達支援業務委託のコンサル業者と現在3回の会議を開きまして、約月1回の会議を開きまして、今後、いろいろ詰めていき、業者との打合せ、そういうところを行いまして、業者決定をしていきたいと考えているところでございます。

○委員（井上勝博）通信指令共同運用については、私は、前も心配しているのが、一つのセンターで119を受けて、そして、どこどこに出動するということについて、土地勘的な問題、あまり広域になり過ぎると土地勘的なところで、誤った指示をすとかそういうことが起こらないだろうかということを心配しているわけですが、その点についての対策というのはどんなふうに行っているのか、教えてください。

○専門職（福元義一）通信指令共同運用をした場合の人数につきましては、現在のところ、15名で計画しているところであります。その中で、各3消防本部からそれぞれ派遣していただくことを考えていますけれども、現在のところ、できれば、毎日、全ての3消防本部の職員が当直できる状態で調整を行っているところでありますが、まだ決定には至っていないところであります。

一般電話につきましては、必ずその場所が特定できますので、問題はないかと思いますが、携帯電話につきましては、不感地帯とか携帯の機種とかそういったところで場所特定が非常に難しい場合があります。

その場合は、各消防本部に転送して確認する方法等もありますので、そこまで時間超過はないかと考えているところでありますが、できれば常駐の体制を取りたいと協議会事務局のほうでは考えているところでございます。

○委員（井上勝博）私の体験談を前に話したことがあって、冠岳のところで……。そのときは110番だったんです。110番をかけても鹿児島県警につながってしまって、携帯から。それで

冠岳という言葉自体を知らなかったと。

びっくりしましたけれども、「冠岳です」と言っても「どこですか、それは」という感じだったんですけど、その後、聞いたら、消防だったら携帯でかけると、地元の消防局につながるんだという話を聞いて、こういう場合は119番が一番頼りになるなと思っているわけですけども、そういったところと、周りに目印がない場合、地名だけでもすぐ分かるという、そういう体制でないで非常に心配するわけです。

例えば、通信本部に長年常駐すると今度は逆に土地勘がなくなるという場合があるので、人事の問題なんかも考えていかなきゃいけないと思うんですけども、そういったことは、十分、対策を立てていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防総務課の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長（今井功司）それでは、決算附属書の173ページを御覧ください。

まず、経営管理課所管分であります。

（1）の温泉給湯事業に対しまして繰出金を、（3）から（5）の水道事業、簡易水道事業、下水道事業の公営企業会計に対しまして負担金、補助金及び出資金を、3事業合計で8億5,831万7,929円支出いたしました。

（2）の飲用井戸等整備支援事業につきましては、水道の未給水地域におきまして、飲用水を確保するため家庭用飲用井戸のボーリング工事等の費用の一部補助を行うもので、令和3年度におきましては、相談がありましたものの、申請まで至らず、交付実績はございませんでした。

174ページを御覧いただきたいと存じます。

上水道課所管分であります。

旧工業用水道施設等の維持管理では平成25年

度をもって廃止いたしました、旧工業用水道施設等の維持管理と下ノ湯が入ります旧総合休養会館の適切な維持管理に努めたところであります。

次に、176ページを御覧いただきたいと存じます。

下水道室所管でございます。

1の地域下水処理事業では、設置後31年経過の永利処理区及び設置後35年経過の鹿島処理区の地域下水処理施設の維持管理を行ったところであります。

177ページを御覧ください。

2の小型合併処理浄化槽整備補助事業につきましては、アの補助基数等の表の小計のとおり、合併浄化槽設置に対しまして365基分の補助金を、また、くみ取方式や単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えるための宅内配管工事に対します補助金を99件交付したところであります。

178ページを御覧ください。

3の特別会計への繰出金では、浄化槽事業特別会計に対し繰出金を支出し、4の雨水ポンプ場事業は中郷及び平佐ポンプ場の維持管理経費であり、大雨時に問題なく運転できるよう適正な維持管理を行いました。

179ページを御覧ください。

5の都市下水路事業は、公共下水道区域外にございます四つの都市下水路の維持管理を行ったところであり、6の下水道管理費では職員給与費等の支出のほか既存の専用住宅から下水道への接続に対しまして、19件の公共下水道等接続補助金を交付したところでございます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）歳入歳出決算書の102ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費で、備考欄の真ん中付近、上水道課分の支出済額は25万601円で、旧工業用水水源地と浄水場の除草業務委託が主なものであります。

152ページを御覧ください。

4款2項4目地域下水処理費の支出済額は1億4,052万5,196円です。

備考欄の一番下を御覧ください。

事項下水処理施設管理費では永利浄化センター維持管理業務委託外6件。

154ページを御覧ください。

鹿島地区圧送管仮設工事が主なものであります。

事項小型合併処理浄化槽整備補助事業費では、上下水道・温泉事業窓口等関連業務委託、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金365件が主なものであります。

事項浄化槽費は浄化槽事業特別会計への繰出金です。

13節使用料及び賃借料は非常用発電機リースの必要がなかったため、また22節償還金利子及び割引料は過年度使用料過誤納等の還付金がなかったため執行はありませんでした。

次に、156ページを御覧ください。

4款3項1目水道費の支出済額は751万6,000円で、事項温泉給湯事業費は温泉給湯事業特別会計への繰出金であります。

事項飲用井戸等整備支援事業費の18節負担金補助及び交付金は、家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金の申請がなかったため執行はありませんでした。

184ページを御覧ください。

8款5項4目下水道費の支出済額は7,973万6,914円です。

事項下水道管理費は、職員8人分の報酬と職員給与費、公共下水道等接続補助金19件分。

186ページを御覧ください。

事項都市下水路管理費は銀杏木川1号幹線人孔改築工事外1件。

事項ポンプ場管理費はストックマネジメント計画に係る技術的援助に関する協定外5件の委託が主なものであります。

12節委託料は都市下水路断面修復実施設計委託2,000万円を翌年度に繰り越ししております。

224ページを御覧ください。

13款2項1目公営企業費の支出済額は8億5,831万7,929円です。内容は、水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計への負担金、補助金、出資金であります。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

下水道室分は6ページの38番と39番の2件であります。

38番は永利浄化センターの散気装置用ポンプ

を早急に修繕する必要があったため64万9,000円を予算流用し、39番は中郷ポンプ場の冷却水ポンプを早急に修繕する必要があったため63万3,000円を予算流用し、執行したものであります。

次に、歳入について説明いたします。

26ページを御覧ください。

15款1項3目1節衛生使用料で、備考欄の下のほうになります。

経営管理課分は、永利及び鹿島処理区で供用しているコミュニティプラントに係る下水施設使用料です。収入未済額の34万9,450円は、全額、下水施設使用料であります。

その下、下水道室分は鹿島処理区の下水処理施設内の電柱に係る行政財産使用料です。

30ページを御覧ください。

6目3節都市計画使用料は、備考欄の一番下、下水道室分で、ガス管理設や電柱等の都市下水路占用料です。

36ページを御覧ください。

2項3目1節衛生手数料の備考欄一番下、下水道室分は浄化槽清掃業許可申請手数料が主なものであります。

その下、2節督促手数料は下水処理施設使用料に係る督促手数料で収入未済額が5,400円です。

44ページを御覧ください。

備考欄の一番上になります。16款2項3目2節清掃費補助金のうち下水道室分は小型合併処理浄化槽設置補助事業に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金です。

次に、6目2節都市計画事業費補助金のうち下水道室分は、備考欄の一番下、雨水ポンプ場事業に係る社会資本整備総合交付金です。収入未済のうち下水道室分が800万円であり、都市下水路断面修復実施設計を翌年度に繰り越したためであります。

52ページを御覧ください。

一番上になります。17款2項3目3節清掃費補助金は県の浄化槽整備事業交付金です。

62ページを御覧ください。

18款1項1目1節土地建物貸付収入のうち下水道課分は、備考欄の上から8行目、旧工業用水道事業跡地及び樋脇町下之湯公衆浴場の電柱に係

る貸地料であります。

64ページを御覧ください。

1項2目1節利子及び配当金のうち下水道室分は、備考欄の上から10行目、下水道整備貸付基金に係る利子収入です。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、356ページを御覧ください。

下から4番目、下水道室分の県環境保全協会出捐金について記載があります。

360ページを御覧ください。

一番下、下水道室分の下水道整備貸付基金について記載があります。また、詳細については369ページに記載があります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（犬井美香） 附属書173ページの説明の中で、家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金というの中で、相談はあったけれども申請がなかったというような説明があったんですけれども、申請がなかった理由というのは何かお聞きでしょうか。

○経営管理課長（橋口公男） 相談が2件ありました。1件は、給水地域外に現在在住しておられて井戸水を利用している方でありまして。年に1回は井戸水の検査をしていらっしゃるようですが、飲用水の利用に不安があるということで相談に見えられました。

もう一件は、県外在住の方で給水地域外に転入を考えていらっしゃる方で、実家を解体し、新たにボーリングをしたいが、補助の対象になるかという内容で、いずれも申請していただければ対象となる案件でございました。

○委員（犬井美香） 案件であったけれども、申請がなかった、県外の方は特に実家を改修してというような方だったと思うんですけど、ネックになったものとか、何か理由がありますでしょうか。

○水道局長（今井功司） この2件の申請につきましては、あくまでも、将来的に帰ってきた場合、将来的に今の井戸水が苦しくなった場合を想定されて「補助金がもらえるのだろうか」という相談でございました。

それにつきましては「該当します」ということでお返ししておりますので、その時期がまだ到来

しなかったことによる未申請ということだと思っております。

○委員（犬井美香）よく理解できました。

あと、補助金額の算定の仕方なんですけど、算定基準というのが何かありますでしょうか。

○水道局長（今井功司）30万円が上限になっておりまして、その30万円の根拠と申しますと、あくまでも、井戸水を掘削されて水を調達される方と、給水時に契約を結んで水道料金を払われる方の10年間の負担を試算した結果、井戸水の方につきましては、掘削工事と10年間の維持費と給水契約をされている方の給水時の工事と10年間の水道料金の差額で、約30万円、井戸水の方のほうが負担が大きいのではないかという試算に基づきまして、その平等を図るために30万円というところで設定しているところでございます。

○委員（犬井美香）地域によっては、掘削料も含め井戸を掘るのに200万円近くかかる方もいらっしゃるというように聞いているんですけど、それでも10年間とかを精査しながら30万円というのは妥当という計算でしょうか。

○水道局長（今井功司）あくまでも、いろいろなケースがございますけれども、平均的なもので考えて、掘削につきましても、事情により、給水管に負担する工事費も、その分、かかることもございまして、あくまでも平均的なと申しますか、通常かかる経費の額を基に算定している結果でございますので、そこについては御理解いただきたいと思っております。

○委員（井上勝博）63ページの貸地料について、下之湯も入っていたんですが、これは年間の貸地料なんですか。そこを教えてください。

○水道局長（今井功司）63ページの貸地料につきましては、敷地内に立っております電柱の貸付けでございまして、電気通信事業法の単価に基づきまして、この額を徴収しているところでございます。

○委員（井上勝博）分かりました。

飲用井戸等整備支援事業費がゼロと、今回は。これは、たしか一般質問で水道の給水区域外の方々については、せめて井戸を掘るときは整備の補助金を出せないかという、そんな話からこういうのがついたんじゃないかなと思うんですけど

も、結局、井戸を掘るよりも上水道を引いてほしいということなのかなというふうに思うんですが、上水道の給水区域外には何戸ぐらいあるのでしょうか。

○水道局長（今井功司）水道事業の本土地域に関する数値でございますが、見込みといたしましては約1,000人弱。

すみません。正確な数字をお伝えいたしますので。しばらくお待ちください。

水道事業、本土区域になりますけれども、約1,330人が給水区域外に住まわれているかということで考えております。

○委員（井上勝博）これは何戸になるんですか。何世帯になるんですか。

○水道局長（今井功司）こちらにつきましては、行政区人口等から試算しておりまして、戸数ではしておりませんが、平均1戸当たり2.3人か5人程度だったと思いますけれども、そこから推測するしかないと思いますが、積算とすると人口からの積算でしております。

○委員（井上勝博）一般質問を聞いていて、上水道の区域を広げてほしいと率直に言えばいいのになど聞いていたんですけども、こういった方々のところにも給水する計画というのは将来的にはどうなんでしょうか。

○水道局長（今井功司）今、給水につきましては給水区域を事業でどこまで延伸できるかというところを基に給水区域を決定いたしまして、厚生労働省の認可を受けているところでございまして、ここの区域を広げるについては、設備投資、経営が成り立つのかというところが認可の着眼点にもなってくると思っております。

それがクリアできないと区域の拡大というものなかなか難しいところもございまして、投資しても回収できるというような見込みがなければ、なかなか区域を広げるということは難しいかと考えているところでございます。

○委員（井上勝博）水道というのは、生きていく上でどうしても必要なもの、設備ですので、経営を考えればコストが高くなるからということだけではどうなのかなというふうに思うので、そういった区域にも安全な水を給水していただくようにこれは要望しておきたいと思っております。

次に、これは附属書のほうなんですけれども、

旧工業用水道事業ですが、これはたしか入来のほうの工業用水を指しているのかと思うんですけど、今、どういう運用の仕方をしているのか、教えてください。

○水道局長（今井功司）工業用水道事業につきましては、委員がおっしゃいますとおり、入来の工業団地に供給するため、以前ございました富士通の工場に工業用水を提供するために旧入来町時代から設置されているものでございまして、現時点では対象がございませんので廃止という扱いになっておりまして、水源につきましては普通財産で管理しているという状況でございます。

○委員（井上勝博）分かりました。

あと、小型合併浄化槽の問題で、業者の方から聞いているんですが、「補助金が出るのはありがたいんだけど、大手の業者がどんどん入ってきて、このまま行ったら市内の業者は立ち行かなくなるよ」と。「いちき串木野市では、市内の業者については、補助金を上乘せしているようなことをしているみたいだ。そのようなことができないのか」と。「市内と市外の業者については区別して、市内の業者を守るということができないんだろうか」という要望なんかが出ているんです。

その点について、いちき串木野市は事実としてそういうのがあったかどうか、あるかどうか、薩摩川内市ではそういうのは考えられないのかどうかはどうでしょうか。

○下水道室長（松野信作）ただいまの質問は、こちらのほうで、いちき串木野市の現状は把握しておりません。

ただし、委員がおっしゃるとおり、小型合併浄化槽の補助金の申請をチェックしますと、最近では、薩摩川内市内の業者よりも市外の方が多いというのが現状であります。

数字的には、まだ押さえてはいないんですが、今後は、その辺も、私も4月から来まして市外業者が多いということは認識しておりますので、いろいろと数字を出しまして、また隣のいちき串木野市の現状も調べまして研究していきたいと思っております。

○委員（犬井美香）附属書の176ページの下水道室のところなんですけれども、鹿島地域の管理費、いろんな使用料とかの入りよりも施設管理費のほうがかかっている1,200万円ほど赤字

になっているというふうに見えるんですけども、施設も大分古いような感じがあるんですが、今後の対応とか対策というのは何か考えられていらっしゃいますでしょうか。

○下水道室長（松野信作）今、御指摘のありました件でございますが、支出のほうが多いということでございますが、施設が老朽化しておりまして、修繕とか維持管理費に突発的な補修とかがございまして、非常に苦慮しているところが現状であります。

これについても精査しながら、今、御指摘があったところにつきまして、どういうふうに検討していくかを研究してまいりたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第89号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第89号決算の認定について（令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長（今井功司）附属書の175ページを御覧いただきたいと存じます。

温泉給湯事業特別会計におきましては、樋脇、入来及び祁答院地域の分湯施設の適正な維持管理に努めますとともに、入来温泉湯之山館におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策といたしまして、ミストサウナや家族風呂の利用制限を実施していただいたところでありますが、令和3年度の利用者数は、発生前の令和元年度や前年度の令和2年度と比べまして、減少することなく微増となったところであります。

また、入来地域におきまして配湯管の布設替工事を実施し、分湯の安定供給に努めたところであります。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）歳出から説明い

たしますので、決算書234ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費の支出済額は3,920万2,783円であります。

備考欄を御覧ください。

事項温泉管理費の経営管理課分はお客さまセンターへの窓口等関連業務委託が主なものであり、上水道課分では、職員一人分の給与費、辻泉源紫外線装置保守点検業務委託外3件、入来地区配湯管布設替工事、温泉用泉源ポンプ1台外2件の備品購入が主なものであります。

5款1項1目予備費は充用の必要がなかったため執行しておりません。

次に、歳入について説明いたします。

232ページを御覧ください。

1款1項2目分湯使用料は、1節が現年度分、2節が滞納繰越分で、樋脇、入来、祁答院地域の分湯使用料になります。不納欠損額は12万3,400円で債務者が所在不明及び死亡によるものであります。収入未済額は75万6,720円となっております。

2項1目1節督促手数料は、不納欠損額が1,600円で分湯使用料と同じく所在不明及び死亡によるものであります。収入未済額は1万800円です。

3款1項1目1節は一般会計からの繰入金、4款1項1目1節は前年度からの繰越金、5款3項1目1節雑入は、経営管理課分が消費税還付金、上水道課分が原子力立地給付金であります。

236ページを御覧ください。

実質収支に関する調書は、歳入総額4,072万8,000円、歳出総額3,920万3,000円で、歳入歳出差引額は152万5,000円となりました。翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額は152万5,000円です。

次に、353ページを御覧ください。

財産に関する調書について説明いたします。

一番下、(4)物権のうち水道局所管の温泉権は、普通財産で1か所、行政財産で17か所あります。決算年度中の増減はありませんでした。

○委員長(帯田裕達)ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達)質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達)討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達)御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第90号 決算の認定について(令和3年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(帯田裕達)次に、議案第90号決算の認定について(令和3年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算)を議題とします。

初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長(今井功司)それでは、引き続き決算附属書になります。180ページを御覧いただきたいと存じます。

浄化槽事業特別会計におきましては、1の浄化槽施設管理では、上甌地域の江石地区をはじめ4地区で整備いたしました市町村設置型浄化槽の適正な維持管理に努めたところでございます。

○委員長(帯田裕達)引き続き、当局の説明を求めます。

○経営管理課長(橋口公男)歳出の説明をいたしますので、決算書の244ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費の支出済額は944万3,989円であります。上甌地域における戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託外1件が主なものです。

22節償還金利子及び割引料は、過年度使用料過誤納等による還付金がなかったため執行はありませんでした。

3款1項公債費の支出済額は1目元金及び2目利子の合計で223万8,770円です。

次に、歳入について説明いたしますので、242ページを御覧ください。

1款1項1目1節浄化槽事業分担金及び2款

2項1目1節確認手数料は新規の接続がなかったため収入はありませんでした。

1項1目1節浄化槽排水施設使用料は当年度の施設使用料と滞納繰越分で6万2,580円が収入未済であります。

2款2項2目1節督促手数料は当年度と滞納繰越分で1,000円が収入未済となっております。

4款1項1目1節は一般会計からの繰入金です。246ページを御覧ください。

実質収支に関する調書は、歳入総額1,168万3,000円、歳出総額も同額で歳入歳出差引額はゼロ円であり、実質収支額もゼロ円であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第98号 剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市水道事業会計決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第98号剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市水道事業会計決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長（今井功司）別冊となっております令和3年度薩摩川内市水道事業会計決算書の13ページを御覧ください。

1概況の（1）総括事項のうちイの業務量であります。当年度末におきます給水件数は前年度比708件の増、給水人口は105人の減となり、

給水人口の減少傾向が続いているところでございます。

総有収水量は前年度比0.64%の減となり、有収率は0.3%増となりました。

次に、ハの経営状況でございますが、営業収益は前年度比8.37%増、営業費用は前年度比1.94%増となり、営業利益は前年度比124.19%増の1億7,730万1,745円となりました。

営業外収益は前年度比0.08%増、営業外費用は前年度比3.95%減となり、経常利益は前年度比55.83%増の2億8,212万7,207円となりました。

これに特別損失を減じ、当年度純利益は前年度比55.37%増の2億8,123万4,897円となったところでございます。

水道事業におきましては、今後も経営戦略の進捗管理を行いますとともに、更新事業の実施や効率的な維持管理に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら市民の皆様へ安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと存じます。

（2）経営指標に関する事項であります。

この項目につきましては、地方公営企業法施行規則の改正によりまして、今回の令和3年度決算から表記を行うもので、その主なものを説明いたします。

経常収支比率は、経営の健全度を示し、100%以上であることが必要とされるもので、令和3年度におきましては118.56%となっております。

次に、管路経年化率は法定耐用年数を経過した管路の割合を示し、管路の老朽化度合いを表す指標で、令和3年度におきましては23.42%となっております。

管路更新率は当該年度に更新いたしました管路の延長の割合を示すもので、令和3年度におきましては0.94%となったところでございます。

現在の経営を維持しつつ計画的に施設の更新と整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足

説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の水道事業会計決算書の4ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の収入決算額は5ページの一番上にあります19億6,383万3,998円で支出決算額は16億1,165万4,036円です。

（2）資本的収入及び支出の収入決算額は2億8,238万6,790円で支出の決算額は10億7,391万3,921円です。

なお、建設改良費510万7,000円を翌年度に繰り越しております。

表の下を御覧ください。

資本的収支で不足する7億9,152万7,131円は記載してあります各財源で補填しております。

6ページ、7ページの損益計算書は、経営状況について局長から説明がありましたので、省略させていただきます。

8ページを御覧ください。

剰余金計算書について当年度に増減があったものについて説明いたします。

9ページの利益剰余金のうち減災積立金2億8,309万円を取り崩し、未処分利益剰余金では減災積立金2億8,309万円と当年度純利益2億8,123万4,897円が増加しております。

8ページ下段の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金5億6,432万4,897円を議会の議決を得て、自己資本金への組入れと減災積立金への積立てを行い、処分しようとするものです。

御承認方よろしく願います。

10ページを御覧ください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部、1固定資産のうち（1）有形固定資産はこれまで建設改良費で取得した固定資産を資産ごとに計上しております。

（2）無形固定資産は電話加入権と水利権です。

以上、固定資産合計は166億6,778万9,475円です。

2流動資産は（1）現金預金から（4）有価証券までの流動資産合計で17億2,235万8,212円です。

11ページを御覧ください。

負債の部、3固定負債は（1）企業債と（3）引当金の合計で44億3,197万766円です。

4流動負債は（1）企業債から（5）その他流動負債までの流動負債合計で4億3,803万2,254円となっております。

5繰延収益は（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額を加減し、22億7,495万9,845円となっております。固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計で71億4,496万2,865円です。

12ページを御覧ください。

資本の部、6資本金は自己資本金で102億3,474万3,008円です。

7剰余金は（1）資本剰余金と（2）利益剰余金の合計が10億1,044万1,814円です。

資本金剰余金の資本合計は112億4,518万4,822円となり、資産合計と負債資本合計はともに183億9,014万7,687円です。

16ページを御覧ください。

職員に関する事項になります。下のほうの表を御覧ください。

給与費支弁職員は、損益勘定所属職員が24人、資本勘定所属職員が3人で前年度と同数であります。

17ページから20ページは改良費の概況になります。

20ページを御覧ください。

一番下、排水管布設替事業等の合計は49件で7億1,532万2,300円です。

21ページを御覧ください。

業務量を給水人口から有収率まで示してありません。

23ページを御覧ください。

（2）企業債の状況になります。令和3年度の借入額は2億5,100万円、償還額が2億8,309万897円です。当年度末企業債残高は46億3,532万9,376円となり、前年度より3,209万897円の減となっております。

25ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書になります。

1の業務活動分が収益的収支による現金の増減で、2の投資活動分及び3の財務活動分が資本的

収支による現金の増減であります。一番下の資金期末残高が1億5,744万2,534円となっており、この期末残高が10ページの貸借対照表の現金預金と一致しております。

26ページから29ページまでは収益的収支及び資本的収支の明細であります。

30ページをお開きください。

(1)有形固定資産明細書は1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細になります。

上の表、④年度末現在高、⑦減価償却費累計、⑧年度末償還未済高がそれぞれ10ページの貸借対照表の(1)有形固定資産と一致しております。

下の表、(2)無形固定資産の水利権には川内川水利権申請に係る委託料を記載してあります。

32ページから41ページまでは地域別の企業債明細書になります。

○委員長(帯田裕達) ただいま説明がございましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) 21ページの有収水量、供給単価のことなのですが、給水収益は単位は円で、有収水量で割るわけだから、170円というのは水1リットル当たり170円という理解ですか。単位を知りたいんです。

○水道局長(今井功司) 表記が不足しておりました。誠に申し訳ございません。

まず、給水単価の給水収益の単位は円でございます。有収水量は立方メートルでございます。したがって、給水単価というのは、水1立方メートルを幾らで売ったか、販売したかという額でございます。誠に申し訳ございません。

○委員(井上勝博) それから、附属書のところで、14ページなのですが、管路経年化率というのがどんどん高くなっておりますね。経年化率というのは言葉から推測すると老朽管率なのかなと思うんですが、7億円、毎年毎年、施設を取り替えて新しく老朽管を替えていると思うんですけども、管路経年化率がどんどん大きくなっているというのはどう理解したらよろしいんですか。

○上水道課長(今村淳一) 管路経年化率につきましては、管路総延長のうち法定耐用年数、こちらは40年なのですが、これを超えた管路延長の割合となっております、おっしゃるとおり、今の管路の更新は、毎年、定額でお金をかけてや

っておりますが、なかなかこの数字を抑えて現状をキープするには予算が足りないところなのですが、40%くらいならまだ行けるといいう目安をつくりまして、その範囲に収まるような形で、現在、投資して更新しております。

○委員(井上勝博) そうすると、7億円では足りないということになるわけですが、40%までに抑えるために7億円を増やす計画というのがあるんですか。

○水道局長(今井功司) 今、経営戦略を策定しております、その中で投資する事業費を7億円で想定しているのですが、その7億円には管路の分と施設もございまして、施設の投資をするお金も合わせて7億円です。その中で、経営戦略のほうにも盛り込んであるんですけども、老朽度合いが進んでいるものから施設と管路を改修していくように計画をつくっているところでございますので、管路だけでなく施設も併せて老朽化率というところを解消していきたいと考えているところでございます。

○委員(井上勝博) 心配されるのが、管路経年化率がどんどん大きくなって、40%に近づいて、これ以上もう経年化率を増やすわけにいかないということで、水道料金を上げるということになるのかどうか、そういうことも考えられるのかどうかというのをお尋ねしたいんですけど。

○水道局長(今井功司) 先ほども申しました経営戦略につきましては、管路・施設等とも経年化率は耐用年数です。

ただ、耐用年数以上にも施設とすると使用できますので、更新基準年というのを約1.5倍に耐用年数で設定いたしまして、その分につきまして4割ぐらいまで持っていこうというところで、施設としてもそこは運営上支障なく運営できるだろうというところで40%に設定しております、その条件といたしましては、水道料金については現行の水道料金でそのレベルまで持っていけるように経営戦略を策定しているところでございます。

○委員(井上勝博) それから、附属書の13ページなのですが、これが理解できなかったんで。

4か月分の基本料金の減額を行ったということですが、給水収益が大幅な増加になっているとい

うような原因としてそれになってるんですけど、給水収益が増加したということとの関係がよく分からないんですけど、給水収益が増加した原因が減額を行ったことだよということの関係を少し教えてください。

○**経営管理課長（橋口公男）** 令和2年度に4か月間の基本料金の免除を行ったところであります。それで、令和2年度の給水収益は、その4か月分、ぐっと下がっております。令和3年度につきましては、基本料金の免除を実施しておりませんので、その4か月分、収益が上がったということです。

○**委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。

これより採決に入ります。本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち令和3年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について採決します。

本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和3年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第99号 剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算）

○**委員長（帯田裕達）** 次に、議案第99号剰

余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○**水道局長（今井功司）** それでは、別冊となっております令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算書の13ページを御覧ください。

1 概況の（1）総括事項のうちイの業務量であります。当年度末におきます給水件数は前年度比58件の減、給水人口は前年度比155人の減となり、給水件数、給水人口とも減少が続いているところでございます。

総有収水量は前年度比0.23%減、有収率は前年度比1.4%増となりました。

次に、ハの経営状況でございますが、営業収益は前年度比12.89%増、営業費用は前年度比2.32%減となり、営業損失は前年度比9.61%減の1億6,091万7,502円となりました。

営業外収益は前年度比8%の減、営業外費用は前年度比17.27%減となり、経常利益は前年度比3.26%増の3,939万6,616円となりました。

これに特別損失を減じ、当年度純利益は前年度比9.3%増の3,934万6,586円となったところでございます。

簡易水道事業におきましては、今年度策定いたしました経営戦略の進捗管理を行いますとともに更新事業の実施や効率的な維持管理に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら甞島区域の皆様に安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと存じます。

（2）の経営指標に関する事項であります。

経常収支比率は、経営の健全度を示し、100%以上であることが必要とされますもので、令和3年度におきましては114.60%となっております。

次に、管路経年化率は、法定耐用年数を経過した管路の割合を示し、管路の老朽化度合いを表す指標で、令和3年度におきまして21.16%と

なっております。

管路更新率は当該年度に更新いたしました管路の延長の割合を示すもので、令和3年度においては1.01%となっております。

現在の経営を維持しつつ、計画的に施設の更新と整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）簡易水道事業会計決算書の4ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の収入決算額は5ページの一番上にあります3億2,266万1,668円で、支出の決算額は2億7,469万8,736円です。

（2）資本的収入及び支出の収入決算額は2億409万8,000円で、支出の決算額は2億7,435万9,948円です。

なお、建設改良費121万円を翌年度に繰り越しております。

表の下を御覧ください。

資本的収支で不足する7,026万1,948円は記載してあります各財源で補填しております。

6ページ、7ページの損益計算書は、経営状況について局長から説明がありましたので、省略させていただきます。

8ページを御覧ください。

剰余金計算書について当年度に増減があったものについて説明いたします。

自己資本金は、出資金を一般会計から2,643万8,000円受け入れ、また、9ページの利益剰余金のうち未処分利益剰余金では当年度純利益3,934万6,586円が増加しております。

8ページ下段の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金3,934万6,586円を議会の議決を得て建設改良積立金に積み立て、処分しようとするものです。

御承認方よろしくお願いいたします。

10ページを御覧ください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部、1固定資産のうち（1）有形固定資

産は、これまで建設改良費で取得した固定資産を資産ごとに計上しております。固定資産合計は28億7,420万5,116円です。

2流動資産は（1）現金預金から（4）有価証券までの流動資産合計で1億9,597万6,740円です。

11ページを御覧ください。

負債の部、3固定負債は（1）企業債が6億9,923万1,597円です。

4流動負債は（1）企業債から（5）その他流動負債までの流動負債合計で1億4,189万5,576円となっております。

5繰延利益は、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額を加減し、14億8,840万4,561円となっております。固定負債、流動負債、繰延利益の負債合計は23億2,953万1,734円です。

12ページを御覧ください。

資本の部、6資本金は（1）固定資本金が6億6,234万1,210円です。

7剰余金は（1）資本剰余金と（2）利益剰余金の合計が7,830万8,912円です。

資本金、剰余金の資本合計は7億4,065万122円となり、資産合計と負債資本合計はともに30億7,018万1,856円です。

16ページと17ページは職員に関する事項になります。

17ページの下を表を御覧ください。

給与費支弁職員は甌島振興局3人を含む計5人で前年度と同数であります。

18ページから20ページは改良費の概況です。

配水管布設替事業等の件数は36件で工事費合計が2億3万3,700円です。

21ページを御覧ください。

業務量を給水人口から有収率まで示してあります。

23ページを御覧ください。

（2）企業債の状況になります。令和3年度の借入額は6,430万円、償還額が6,770万5,785円です。当年度末企業債残高は7億6,956万8,606円となり、前年度より340万5,785円の減となりました。

25ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書になります。

1の業務活動分が収益的収支による現金の増減で、2の投資活動分及び3の財務活動分が資本的収支による現金の増減です。一番下の資金期末残高が1億1,237万3,984円となっており、この期末残高が10ページの貸借対照表の現金預金と一致しております。

26ページから29ページは収益的収支及び資本的収支の明細書であります。

30ページを御覧ください。

有形固定資産明細書は1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細になります。④の年度末現在高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償還未済高がそれぞれ10ページの貸借対照表の有形固定資産と一致しております。

32ページから37ページまでは地域別の企業債明細書です。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち令和3年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第100号 剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市下水道事業会計決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第100号剰余金処分及び決算の認定について（令和3年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和3年度薩摩川内市下水道事業会計決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（今井功司）それでは、別冊になっております令和3年度薩摩川内市下水道事業会計決算書の15ページを御覧ください。

1概況の（1）総括事項であります。下水道事業においては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の4事業にわたり、地域の特性に対応いたしました効率的で適正な生活排水処理を推進し、快適な生活環境の提供と公共用水域の水質改善を図るため施設の効率的な維持管理及び下水道管渠工事等を実施したところであります。

次に、イの業務量であります。当年度末におけます排水戸数は前年度比165戸の増、接続人口は前年度比149人の増となったところであります。

総有収水量は前年度比0.83%減、有収率は前年度比1.1ポイント減となったところでございます。

ハの経営状況でございますが、営業収益は前年度比0.13%増、営業費用は前年度比5.59%増となり、営業損失は前年度比7.59%増の5億4,863万4,353円となったところでございます。

営業外収益は前年度比1.27%減、営業外費用は前年度比6.37%減となり、経常利益は前年度比60%減の2,729万3,092円となりました。

これにより当年度純利益は前年度比71.28%減の2,729万3,092円となりました。

下水道事業におきましては、老朽化施設の計画的な更新、水処理施設の増設や管渠整備を行ったところでございます。今後も、下水道事業の普及、効率的な維持管理を進めますとともに、持続

可能な事業経営を行うため投資更新計画と財政計画から成ります経営戦略の改定に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら快適な生活環境の提供と公共用水域の水質改善を図り、一層の市民サービスの努力に努めてまいります。

続きまして、16ページを御覧ください。

(2)の経営指標に関する事項であります。

経常収支比率は、経営の健全度を示し、100%以上であることが必要とされますもので、令和3年度におきましては103.29%となっております。

次に、管渠老朽化率は、法定耐用年数を経過いたしました管渠の割合を示し、管渠の老朽化度合いを表す指標で、令和3年度におきましては、耐用年数を経過した管渠がないことから0.0%となっております。

現在の経営を維持しつつ、計画的に施設の更新と整備を進めてまいります所存でございます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）下水道事業会計決算書4ページを御覧ください。

(1)収益的収入及び支出について、第1款公共下水道事業から第4款漁業集落排水事業の四つのセグメントに分かれております。

5ページの収入決算額の合計は9億1,248万6,702円で、下の表、支出決算額の合計は8億4,543万4,538円です。

6ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出の収入決算額は11億4,282万2,000円です。下の表、支出決算額の合計は13億7,746万6,848円です。

なお、建設改良費は継続費分と合わせて5億6,800万7,000円を翌年度に繰り越しております。

表の下を御覧ください。

資本的収支で不足する2億3,464万4,848円は記載しております各財源で補填しております。

8ページ、9ページの損益計算書は、経営状況について局長から説明がありましたので省略させていただきます。

10ページを御覧ください。

剰余金計算書について当年度に増減があったものについて説明いたします。

自己資本金は、出資金を一般会計から1億8,210万1,000円受け入れ、また11ページの利益剰余金のうち未処分利益剰余金では、当年度純利益2,729万3,092円が増加しております。

10ページ下段の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金2,729万3,092円を議会の議決を得て建設改良積立金へ積み立て、処分しようとするものです。

御承認方よろしく願いいたします。

12ページを御覧ください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部、1固定資産のうち(1)有形固定資産はこれまで建設改良費で取得した固定資産を資産ごとに計上しております。固定資産合計は141億3,678万898円であります。

2流動資産は(1)現金預金から(4)有価証券までの流動資産合計で5億1,930万3,965円です。

13ページを御覧ください。

負債の部、3固定負債は企業債で54億3,943万2,883円です。

4流動負債は(1)企業債から(4)その他流動負債までの流動負債合計で6億6,985万9,693円となっております。

5繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額を加減し、62億7,944万8,859円となっております。固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計は123億8,874万1,435円です。

14ページを御覧ください。

資本の部、6資本金は自己資本金で15億6,810万8,056円となっております。

7剰余金は(1)資本剰余金と(2)利益剰余金で合計は6億9,923万5,372円です。

資本金剰余金の資本合計は22億6,734万3,428円となり、資産合計と負債資本の合計はともに146億5,608万4,863円です。

18ページ、19ページは職員に関する事項になります。

9ページの下の表を御覧ください。

給与費支弁職員は3人で前年度と同数であります。

20ページから23ページは改良費の概況です。管渠築造工事等は、21ページの一番下、26件で工事費合計が2億5,566万3,100円。

22ページを御覧ください。

処理場工事等は、23ページの一番下、11件で工事費合計が6億6,182万7,000円です。

24ページを御覧ください。

業務量を全体計画面積から有収率まで示してあります。

28ページを御覧ください。

(2) 企業債の状況になります。令和3年度の借入額は4億3,470万円、償還額が4億381万7,868円です。当年度末企業債残高は58億4,867万2,121円となり、前年度より3,088万2,132円の増となりました。

30ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書です。1の業務活動分が収益的収支による現金の増減、また、2の投資活動分及び3の財務活動分が資本的収支による現金の増減であります。一番下の資金期末残高が4億7,269万3,848円となり、この期末残高が12ページの貸借対照表の現金預金と一致しております。

31ページから39ページまで収益的収支及び資本的収支の明細書になっております。

40ページを御覧ください。

有形固定資産明細書は1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。表の④年度末現在高、⑦減価償却累計、⑧年度末償還未済高がそれぞれ12ページの貸借対照表の有形固定資産と一致しております。

次に、42ページから49ページまでは四つのセグメントごとの企業債明細書になります。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち令和3年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和3年度薩摩川内市下水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次に、市民課の審査に入ります。

△議案第88号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第88号を議題とします。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○市民安全部長（上戸理志）決算附属書の41ページをお願いいたします。

市民課の主な取組としまして、まず2の人権教育・啓発に関することにつきまして、薩摩川内市人権教育・啓発基本計画に基づく実施計画に沿って啓発活動を行うとともに、平佐西小学校において花を栽培することにより生命の尊さや思いやりを学ぶ人権の花運動を実施いたしました。

次の3の交通災害共済事業に関することでは、交通事故に遭われた加入者の災害見舞金の請求事務を行うとともに交通災害共済への加入率向上の

ための広報活動を実施いたしました。

次に、42ページの4の戸籍及び住民基本台帳に関することでは、住民基本台帳法、戸籍法などの法令に基づく事務を行っており、婚姻や出生などの慶事用の写真撮影コーナーを設置し、オリジナルの婚姻届・出生届の作成を行っています。

次に、43ページの5の住民基本台帳ネットワークに関することでは住民基本台帳ネットワークを運用してマイナンバーカードなどのICカードによるコンビニでの証明書発行サービスを提供しております。

6のマイナンバーカード交付に関することでは、マイナンバーカードの交付を行うとともに、カードの交付申請の方法等について周知を行っております。

また、平日に来庁できない申請者のために、毎月1回、受付・交付の事務を行っております。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○市民課長（東田幸一）まず、歳出についてでございます。

決算書の96ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費総務一般管理費のうち市民課分は支出済額208万2,144円で、部内の日額会計年度任用職員6名分の報酬と社会保険料であります。

同日一般管理費市民政策調整費のうち市民課分は支出済額9,022万8,260円で、部内の日額会計年度任用職員4名分の報酬、職員給与費6名分と旧市民福祉部の職員分の時間外勤務手当が主なものでございます。

続きまして、110ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち市民課分は、市民相談事務費の市民課分及び112ページ中段の交通災害共済事業費、合わせて支出済額1,104万9,146円で、市民相談事務費の主なものは川内人権擁護委員協議会への負担金です。

交通災害共済事業費の主な支出は、区市町村交通災害共済給付事業負担金で、雑入で受け入れた加入申込金を区市町村総合事務組合へ支出する負担金でございます。

次に、118ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

予算現額2億9,047万7,000円、支出済額2億7,981万5,154円で、戸籍住民基本台帳費の主な支出は、本庁・支所15名の行政事務専門員報酬、本庁・支所25名の職員給与費などの人件費のほか、戸籍・証明発行システムの保守委託や機器一式の賃借料などがございます。

なお、明許繰越費を設定させていただいた委託料134万8,000円についてですが、マイナンバーカード所持者の転出・転入手続をワンストップ化するためのシステム改修を委託契約したもので、繰り越ししました理由としましては、国から示された仕様書が令和4年2月であったこと、受託事業者との調整に不測の時間を要したこと並びに繁忙期期間中の改修に係るリスク回避のため繰り越しさせたものでございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の主な支出は、住民基本台帳ネットワーク機器一式の保守委託及び機器一式の賃借料などのほか、コンビニ交付に係る運営負担金となっております。

次の個人番号事業費の主な支出は、行政事務専門員2名の報酬と通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金となっております。

50万円以上の不用額でございますが、12節委託料の不用額69万7,712円は、先ほど申し上げましたマイナンバーカード所持者の転出・転入手続をワンストップ化するためのシステム改修の委託契約による、契約額確定に伴う残額でございます。

18節負担金補助及び交付金の不用額769万9,700円は、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）への交付金は、毎年実績に応じて請求されるもので、予算は前年度並みで措置しておりましたが、J-LISからの請求は年2回で、2回目の請求額が年度末に確定する関係で補正できなかったものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

34ページをお開きください。

15款2項1目1節総務手数料のうち市民課分は個人番号カード再交付手数料外5件でございます。

次に、40ページでございます。

16款2項1目総務費補助金16節社会保障・税番号制度整備事業補助金は、戸籍副本の全件送信業務に係る補助金で、10割補助でございます。

なお、収入未済額134万7,000円についてでございますが、マイナンバーカード所持者が転出・転入手続をされる際のワンストップ化を図るためのシステム改修に係る補助金であります。改修事業を繰り越したことから、事業完了後に収入予定となったものでございます。

17節個人番号カード交付事業費補助金はマイナンバーカード交付に係るもので、事業実施に対する全国市町村割の補助金と事務経費が交付されたもので、10割補助となっております。

次に、46ページでございます。

16款3項1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金は外国人の住所異動等に伴う事務費で、国の交付基準で人件費と物件費の委託金でありまして、10割補助でございます。

次に、56ページでございます。

17款3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち市民課分は地域人権啓発活動活性化事業委託金で、平佐西小学校で行いました人権の花運動に係る経費で1校分4万5,000円の委託金でございます。

次に、3節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態事務委託金は、出生・死亡等の状況を厚生労働省が把握するための調査で、前年度受理数から算出された委託金でございます。

次に、74ページをお開きください。

22款5項4目1節雑入のうち、備考欄、市民課分は4件でございます。主なものは、区市町村交通災害共済事業に係る会費、事務費、加入促進費収入となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）附属書のほうですけれども、41ページで、人権教育の啓発に関することという部分のAの部分、「振り返り評価を行った」というふうにあるんですけれども、どのような評価になったかということをお聞かせください。

○市民課長（東田幸一）家庭における教育力を高めるための支援、これにつきましては、取組の効果といたしまして、親が子どもの発達や遅れや異常に早く気づき、それを受容し、早期治療や適切な療育につながり、子どもの心と体が順調に

発達・発達するように支援したということにつきまして、引き続き、親が子どもの発達の遅れや異常に早く気づき、受容できるように支援していくというような評価を頂いております。

○委員（犬井美香）人権に関しての重要課題がその点だったということによろしいですか。

○市民課長（東田幸一）大きな項目として啓発実施計画に掲げております内容でございますが、あらゆる場を通じた人権教育啓発の推進、その中におきまして、家庭・地域における人権教育啓発の推進が主なものとして掲載されていたところでございます。

○委員（犬井美香）普及啓発というのはすごく大事な部分ではあると思いますので、家庭教育の中でということもすごく分かるんですけど、発達・発達というところが評価の中で自分自身は少し分からない部分でした。

あと、特設人権相談所というのもこの普及啓発の中に入っていますでしょうか。

○市民課長（東田幸一）法務省川内支局にございます人権擁護委員の事務局と、共同いたしまして開催させていただいております。

○委員（犬井美香）普及啓発の在り方なんですけど、たしか9月の特設人権相談所に関しては、共同事業ということで広報紙のほうにもきちんと載っていたような気がしたんですが、6月というのは、広報紙に私の記憶ではなかったような気がするんですが、いかがでしたか。

○市民課長（東田幸一）実際は、3月に掲載依頼をして処理すべきものでしたけれども、4月以降に人事異動で来た関係で掲載日程に間に合わなかったということがありまして掲載しておりませんでした。申し訳ございません。

○委員（犬井美香）そういう日程的なことというのは、なかなか把握も難しかったりというところはあると思うんですけど、人権相談所に関してはもう月が決まっていると思いますので、人権相談、そういう場所があるということはすごく大事だと思いますので、ぜひ市民への周知・普及啓発というところでよろしく願いいたします。

○委員（井上勝博）個人番号カードについて、マイナンバーカードについてなんですけど、現在、普及率が47%と書いてあるわけなんですけど、これについては、2万ポイントということで列を

なして来られていらっしゃると思うんです。

ただ、そうするとマイナンバーというのは本当に市民が必要としているのかどうかということも疑問に思えてくるわけです。2万円を出したからカードを作るということになるわけで、その辺については、もしポイントとかそういうのをつけなければどうなるのか。

そして、マイナンバーカードの普及について、市の負担というのは出てくるのか。先ほど10割が補助金として来ているということであるんですが、それは人件費も含めて全て補助されていると理解してよろしいんですか。

○市民課長（東田幸一） まず、マイナンバーカードの普及・促進につきましてですが、国も、今現在、広報・PR活動に努めております。私も市民課といたしましても、休日の窓口開設、あるいは地区コミュニティ協議会等へ出向いての窓口開設、そういうものをしながら促進活動を行っております。

その中で、当然、マイナポイントの第2弾、これも魅力として感じられて交付申請をしていらっしゃる方がいらっしゃる、これは間違いないことだと思うんですけれども、そういう案内のチラシの中には、現在、マイナンバーカードで可能なサービス、提供できるサービス項目、そういうものも同時に記載して周知を図りながら進めさせていただいているところでございます。

あと、補助金はどう充当されているのかという中身につきましては、職員給につきましては、時間外のみが該当になっているということのようでございます。

○委員（井上勝博） 本来、マイナンバーカードを持つことによって、市民が利益を享受できるということがそもそも普及を進めるために先行すべきなんだと思うんですよね。だけど、ポイントをつけるからカードを作ってくださいというふうにしているということで、どうも市民の中にも、何でそんなことまでしなくちゃいけないのかという疑念を持たれているわけです。

その点については、サービスのほうを先行すべきじゃないかというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

○市民課長（東田幸一） 国の施策として進めさせていただいている内容でございます。その辺

につきましては、御理解いただきたいと思っております。

ただ、マイナンバーカードを普及している中で、現在、住民票等のコンビニ交付等を実施しております。それと、健康保険証として利用できるためのひも付け支援の業務、そういうものも行って、マイナンバーカードの普及、それと利活用、これを併せて市としても可能な限り進めていきたいと考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 何も意地悪な質問をしているわけじゃなくて、要は、市にとって、そして、市民にとって、果たしてマイナンバーカードというのはどれだけの意味があるのかということ、私は知りたいわけなんです。

先ほど、時間外は出ているけれども、実際の人件費というので取られているわけです。ただでさえ忙しいときに、カードの普及のために力を割かなきゃいけないということで非常に同情しております、そういうことで質問しているわけです。

普及率が低いところは国が交付金を出さないよという、削減するよというような、そんなニュースも出ておまして、どこかの市では必要としないから市としてはあまり積極的に普及していなかったという話もありましたけれども、私はそういうところに力を削ぐのではなくて、もっと市民サービスを向上させるところに力を注いでいただきたいということを要望しておきます。

○委員（阿久根憲造） 住民基本台帳ネットワークに関する事業の中で、マイナンバーカードを用いて市の証明書等をコンビニ等で受け取るサービスというか、そういう事業は以前からされていると思います。

このサービスの仕組みは、例えば、コンビニにとって何が得なのかなどと思って非常に疑問だったんですけれども、今日、121ページの決算書のほうを見ますと、コンビニ交付に関わる運営負担金というので270万円ほど予算が発生しています。

これの支払い先だったり、あるいは、コンビニでサービスを受けるときの証明書の手数料などがどのようになっているのかというのを分かれば教えていただきたいと思っております。

○市民課長（東田幸一） コンビニ交付についてコンビニの店舗としてうまみがあるのかという

ような話についてでございます。

住民票の証明書につきましては、現在、市の手数料は200円でございます。1件ですけれども、そのうち117円はコンビニに手数料として支払われます。ですので、実際、市に入ってくるお金は83円ということになりますので、コンビニ店舗にとりましても、件数が増えれば増えるほど手数料が入ってくるという仕組みになっております。

○委員（阿久根憲造）ありがとうございます。

あと、運営負担金が発生しているんですけど、これは、多分、コンビニ業界を代表するところに払う。そこをちょっと。

○市民課長（東田幸一）運営の母体、システムの本体、そういうものを国から委託を受けておりますのがJ-LISとなります。地方自治体情報システム機構というところですが、そちらのほうにお金は入っていきます。J-LISのほうから各店舗のほうへ支払いが行くということになります。

○委員（阿久根憲造）ありがとうございます。理解できました。

○委員（犬井美香）今のコンビニ交付サービス、これは住民基本台帳ネットワークに関することとこのコンビニ交付サービスですけど、利用できる店舗、コンビニはもちろんなんですけど、入来は入来郵便局を指定されているんですが、祁答院地域というのが少し私は気になって、公平な市民サービスといったときに、祁答院地域が指定されてないのはなぜなのか、理由があれば教えてください。

○市民課長（東田幸一）入来郵便局につきましては、熊本県にございます本部のほうから、入来郵便局にぜひ開設させていただきたいということで申出がありました。その申出によりまして、協議させていただきながら入れたところです。

現在も市町村に対するサービスの提供という部分では、郵便局の事業としてもあるんですけども、現在は有料になっておりまして、キオスク端末、そういうものを入れるにしても、市が全て負担、インシヤルコストも含めてランニングコストですけれども、設備投資をしていかないといけないという中で、郵便局の拡大、甕島も当然だと思っているんですが、そういう中で、現在は、ほぼ無償で入れることができた入来郵便局にとどま

っているところでございます。

○委員（犬井美香）では、入来も祁答院も大手のコンビニというのがないというふうに認識しているんですけど、祁答院地域に関しては支所だけの窓口という対応ですか。

○市民課長（東田幸一）祁答院地域につきましては、地域の中でそういう証明書等の交付を取り扱っているところは支所のみということになります。

○委員（犬井美香）そうすると、24時間ではないですけども、土日も利用できる市民と、祁答院地域の方々は、車で行けば済むということではあるんですけど、若干、距離感が発生するかなというふうに考えると、そこの市民サービスの公平性という意味では保たれていないのかなというふうに感じますので、ぜひ祁答院地域の方々にも利便性というところを少し追求していただいて、どのような方法があるかというのも考えていただければいいかなと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時10分とします。

~~~~~

午後0時5分休憩

~~~~~

午後1時6分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員の皆様申し上げます。質疑をされる場合は決算と関連したものとなるよう御留意ください。

△防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、防災安全課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について次長の説明を求めます。

○市民安全部次長（遠矢一星）それでは、決算附属書の44ページをお開きください。

防災安全課の主な取組は、1の交通安全対策の

推進では、委託事業を通じた交通安全教室の実施、また、運転免許証自主返納者へのタクシーチケット無償交付などになります。

2の防犯対策の推進では、地区コミュニティ協議会や防犯ボランティア団体への防犯用品の配布や防犯パトロール活動に対する補助等を行っております。

3の自衛官募集事務では、広報薩摩川内に自衛官募集記事を年4回掲載しております。

次に、45ページをお開きください。

4の災害予防応急対策その他の防災業務では、シェイクアウト訓練や原子力防災訓練などを実施しており、5の防災行政無線通信施設の維持管理では、屋外拡声放送施設等の維持管理を行っております。

**○委員長（帯田裕達）**引き続き、当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（堂元光信）**まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の98ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済額1億2,670万5,999円のうち本課分は、100ページの備考欄上段から三つ目の丸の事項自衛官募集事務費でございます。

次に、110ページをお開きください。

2款1項1目市民相談交通防犯費、支出済額4,146万280円のうち本課分は、112ページの備考欄上段の丸の事項交通安全対策費と、その二つ下の丸の防犯対策費でございます。

次に、190ページをお願いいたします。

9款1項6目災害対策費の支出済額4億3,678万8,070円のうち本課分は、備考欄下段の丸印の災害予防応急対策費の米印の防災安全課分と、192ページの備考欄の中ほどになりますが、丸印の防災行政無線通信施設管理費でございます。

同ページの備考欄の上から5段目になりますけれども、災害予防応急対策費の備品購入費のうち、括弧書きでございますが、1,954万6,590円につきましては、令和2年度からの繰越明許費による避難所等の備品を購入したものでございます。

主な不用額といたしまして、お戻りいただきまして、190ページの3節職員手当等ございま

すが、災害発生時における職員の時間外勤務手当3,863万8,939円の執行残となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の34ページをお願いいたします。

15款1項8目1節消防使用料で、本課分は、備考欄の上段のほうですが、米印の防災安全課分、こちらは下甞地域の緊急避難施設の敷地にあります電柱等の行政財産使用料となっております。

次に、46ページをお開きください。

16款3項1目3節総務費委託金で、本課分は、備考欄の米印の防災安全課分、自衛官募集に係る募集事務地方公共団体委託金となっております。

次に、54ページをお開きください。

17款2項7目2節災害対策費補助金で、本課分は防災安全課分としまして原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金と原子力発電施設緊急時安全対策補助金でございます。

次に、60ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入で、本課分は備考欄の上段のほうでございます。米印の防災安全課でございますが、池之段の集会所にあります電柱の貸地料となっております。

次に、72ページをお開きください。

22款5項4目雑入で、本課分は、備考欄の中段でございますが、米印の防災安全課分につきましては、地域防災組織育成事業への助成金、それから、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金の返納金及び全国市長会防災・減災費用保険金でございます。

次に、財産に関する調書につきましては、防災安全課分の県防犯協会及び県暴力追放運動推進センターの出捐金については356ページに記載してございます。

**○委員長（帯田裕達）**ただいま説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**自衛官募集の事務についてお尋ねいたします。

数字の確認なんですけれども、令和3年度の自衛官募集の名簿の提出については1,628人、令和4年度が1,609人で間違いはないですか。

**○防災安全課長（堂元光信）**令和3年度が1,609名でございます。

○委員（井上勝博）令和3年が1,609名で、令和4年が何人ですか。

○防災安全課長（堂元光信）令和4年は1,659名でございます。

○委員（井上勝博）分かりました。ありがとうございます。

○委員（犬井美香）附属書の45ページの災害予防応急対策その他の防災業務というところで、（1）のイのところ、自主防災組織の組織結成及び自主防災組織訓練等の活動支援を行ったというふうにあるんですけども、具体的にどのようなことを行ったかということをお教えください。

○防災安全課長（堂元光信）自主防災組織への活動支援につきましてでございますが、防災に関する講話、研修会とか、あと消防等の訓練等について活動支援を行っております。

○委員（犬井美香）数字的に何件というのは分かりますでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）講座のほうは、地域に関しましては、6件、130名でございます。訓練のほうでございますが、24回504名でございます。

○委員（犬井美香）訓練とか講話というのは例年とすると回数的には減っていますでしょうか。予算的にも少し減っているのかどうか。

○防災安全課長（堂元光信）3年目を迎えますが、コロナ禍になりまして集合での研修、講話、訓練は減ってきております。

なお、予算につきましては職員等の対応でございますので、特に増減はございません。

○委員（犬井美香）地区コミのほうにも自主防災組織の育成支援事業ということで助成金も払われているようですので、ぜひ、ここのところは力を入れていただきたいと思っております。

あと、もう一点なんですけど、（2）のウの原子力防災のところに「避難行動要支援者避難支援制度の内容についての説明をした」というふうにあるんですが、誰にいつどのような方法でしたかを教えてください。

○防災安全課長（堂元光信）こちらは会計年度任用職員が中心に行っておりますが、イのほうで戸別受信機の改修も行っております、その際に、原子力の安全性、避難行動とかパンフレットをお渡ししたりとかというものの御説明をしてお

ります。特に御予約してというようなところまでは、まだ至ってないところでございます。

○委員（犬井美香）避難行動の要支援者というのは、やはり漏れがあってはいけないというふうに感じますので、ぜひそういう機会も利用しながら、どのような方々が市民にいますかとか地域の状況とかというのを少し把握しながらいただくと、漏れなくというか、不安がある方というのは前回もお伝えしたようにありますので、ぜひその辺りを強化していただけるといいかなと思っております。これは要望です。

○委員（井上勝博）2点でお尋ねいたします。先ほどの令和4年の1,659人の内訳を教えてください。もう一つは、以前からこの問題は言っているんですが、本人が例えば提出してほしくないと言った場合に、手続を踏めば提出しなくても済むとか、そういう仕組みはないのでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）まず、1点目でございますが、令和4年でよろしいですか。はい。令和4年につきましては、まず、当該年度、今年度に22歳になる方としまして758名、それから、今年度18歳になられる方901名の合計1,659名でございます。

それから、二つ目の質問でございますが、自衛隊への名簿の提供を希望されない方の取扱いについてでございますけれども、名簿提供につきましては自衛隊法の97条において「市町村は自衛隊員募集において義務を行う」と定められておりました。我々は、国、総務省等から指示があるとおり適正に事務を行っているところでございます。

当然、希望されない方については、提供の可否については恐らくできるんだろうと思っておりますが、この辺りにつきましても、国、総務省等と確認してみたいと思っております。

○委員（井上勝博）それについては、分かりました。

もう一つ、今回、台風14号のときにマットレスが避難所にあったということなんですけれども、備品の関係では報告はどうなっているんですかね。それは、今回、報告がなかったと思うんですけども、マットレスや毛布にしてもそういう報告というのは資料の中に入っていますか。

○防災安全課長（堂元光信）備蓄品の整備状

況の一覧のことかと思えます。こちらは特に決算時にはお示ししておりませんが、必要な時期といえますか、委員会のときにお示ししたりしております。

○委員（井上勝博）最近は、いつ示していましたか。

○防災安全課長（堂元光信）昨年度の6月議会には、お示したかと思っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めません。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

#### △原子力安全室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、原子力安全室の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、次長の説明を求めます。

○市民安全部次長（遠矢一星）それでは、附属書の46ページをお開きください。

主な取組は、原子力発電所に係る広報調査事業としまして、（1）では薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会の開催、（2）では広報事業として原子力広報の発行、それから（3）につきましては全国原子力発電所所在市町村協議会等を通じた国への要請活動等を実施しております。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○原子力安全室長（宮田高敬）それでは、まず、歳出につきまして御説明いたしますので、決算書の116ページを御覧ください。

2款1項16目原子力対策費の事項広報調査事業費につきまして決算額は633万7,294円です。

備考欄を御覧ください。

主な支出につきましては、会計年度任用職員報酬、川内地域自治会文書送達業務委託外7件の委託料、一般社団法人日本原子力産業協会負担金のほか、年4回発行の原子力広報に係る印刷製本費等が主な支出でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、48ページを御覧ください。

17款2項1目総務費補助金3節広報・調査等

交付金につきまして1,046万7,636円、補助率につきましては10分の10で、収入未済額はございません。

なお、この交付金につきましては先ほど歳出で御説明いたしました広報調査事業費のほか、他課の支出への充当がございます。

まず、防災安全課の原子力防災等訪問嘱託員2名分の報酬及び財産活用推進課所管の本庁及び各支所に設置している環境放射線監視システム表示モニターの電気料に充当しております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）歳出のところでは、特に広報調査事業費のみがあるわけですが、実際、この、原子力安全室というところは、いろんなところで研究や勉強やそういうことをせんないかんのじゃないかと思うんですけども、そういうことについては派遣費用とかそういうものはどうなっているのでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今、ございました原子力に関するいろいろな研修でありましたり、そういったものにつきましては、職員の旅費の中で研修へのいろいろな旅費が計上されているところでございます。

○委員（井上勝博）県の専門委員会の分科会が行われております。全部が全部、傍聴に行ってるわけじゃないんですけど、かなり専門的なやり取りがされていて、傍聴してもよく分からないところも、いっぱいというか、ほとんど分からないという感じなんですけれども、そういったところなんか、例えば、何が今問題になっているのかとかということについては分析したり研究したりということはされているのでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今、ございました県の専門委員会であったり、分科会につきましては、実際にその会場に参加させていただいたり、またコロナの関係で参加できない場合については本庁のほうでウェブで会議に出席しているところでございますが、会議の中身につきましては、極めて専門的な部分が結構ございますので、分かる範囲で、不明な点等は九州電力の事業所のほうに確認を取っているところでございます。

○委員（井上勝博）私たち市民にとってみれば、

本当に安全かどうかということが議論されているので、そういったものを市民に分かりやすく解説できるぐらいの力を持っていただきたいというふうに思います。

○委員（犬井美香）今の広報調査事業なんですけど、「視察や全職員を対象とした放射線に係る職員研修等については新型コロナウイルス感染症により実施を見送った」というふうに記載してあります。

視察というのは、もちろんコロナ禍で移動というところが制限されるので多分できなかったと思うんですけど、放射線に係る職員研修等とくらわれているので、ほかの研修もあったのかなというふうに感じるんですが、それらはコロナ禍であっても大切なことじゃないかなというふうに感じたんですけど、その辺りは、なぜ本当にできなかったのかということ。ウェブでもできるのかなというふうに考えるんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今ございました原子力・放射線等についての職員研修なんですけれども、外部の大学の先生を講師として開催しておりまして、今回につきましても調整を図ったところがございますが、外部の先生がこちらの薩摩川内市のほうに来られるという調整がまず難しく、現地の大学のほうから今度はウェブで研修等を開催しようと試みたところなんですけど、外部から本庁にウェブでつないだときに、本庁のほうでも一つの会議室に職員を集めるということが難しく、各自席で研修を受けられるかどうかを検討したんですけども、技術的な部分で難しく、今回は研修の実施ができなかったところがございます。

○委員（犬井美香）とすると、毎年ですか、これは。毎年、行われている。

○原子力安全室長（宮田高敬）令和元年まで毎年実施してきたところがございます。

○委員（犬井美香）では、新しい職員の方々は、コロナ禍ということもあって、この情報というか、勉強ができていないということを見ると、もちろん、大学の先生からは、そういうウェブの通信状態も含めてだけど、できないということではあるんですけど、何らかの方法でしていかなければならないことなのかなというふうに、これを見て感

じたので、今後、どんな感染症がまた起こるか分からないので、そういうときにも、結局、原子力の事故とかというのは、そういうコロナ禍だろうが何だろうが、何も関係ないと思うので、そういうときにもきちんとできるような体制というのを取っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

#### △環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○市民安全部長（上戸理志）決算附属書の47ページをお願いいたします。

まず、1の環境保全対策の推進では、環境基本計画等に係る環境審議会の開催、ウミガメ保護対策及び蘭牟田池の環境保全並びに花いっぱいまちづくり推進事業などを実施しております。

次に、48ページをお願いいたします。

2の公害対策の推進では、河川の水質検査、事業所の悪臭測定のほか、騒音・振動やダイオキシン類の測定調査を実施しております。

3のごみの適正な処理及びリサイクルの推進では、廃棄物の排出抑制や保健所、警察署、環境美化推進員との連携によるごみの不法投棄、環境美化対策、ごみ減量再資源化の推進の取組を実施しております。

次に、52ページの4のごみ処理施設の適正な維持管理では、クリーンセンター及び最終処分場等の適正な運営、維持管理に努めております。

次に、54ページの5の衛生災害対策の推進では、共同墓地特別災害復旧工事に対する補助を行いました。

6の狂犬病予防対策の推進では、犬の新規登録の啓発や予防注射率の向上に努めております。

次に、55ページの7のし尿処理施設の適正な維持管理では、し尿浄化槽汚泥の適正処理等を行っております。

8の葬斎場市営墓地の管理では、葬斎場及び市営墓地の適正な維持管理を行っております。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）初めに、歳出について説明いたします。

決算書の142ページをお開きいただきたいと思います。

3款5項1目災害救助費の支出済額のうち環境課分の支出済額は備考欄2行目に記載してあります、し尿汲取料助成金の1万7,881円です。

また、7節報償費の予算額8万円、13節使用料及び賃借料の予算額729万円のうち89万6,000円は大規模災害等の発生がなかったため未執行であります。

次に、150ページをお開きください。

4款1項4目予防費の支出済額のうち環境課分の支出済額は116万7,256円は狂犬病予防事務費で、畜犬管理システム保守管理業務委託等です。

同ページの4款1項8目環境衛生費の支出済額は1億3,141万9,500円です。

環境総務一般管理費は環境審議会委員19人の報酬と職員給与費等、環境保全対策費は下甌島海岸漂着物等処理業務委託が主なものとなっております。

地球温暖化対策費は、市有施設のエネルギーの使用量の調査のためエネルギー管理システムの使用料、花いっぱいまちづくり推進事業費は、各自治会等が実施しております快適環境づくり補助金の71件分が主なものとなっております。

同じく152ページの9目公害対策費の支出済額は619万3,073円です。騒音・振動測定調査業務委託が主なものとなっております。

10目葬斎費の支出済額は5,042万1,882円です。

市営墓地管理費は川内芸ノ尾第1墓地等の指定管理料、葬斎場管理費は川内葬斎場やすらぎ苑の指定管理料、葬斎一般管理費はさつま町やすらぎ苑の使用負担金が主なものとなっております。

8節旅費については、墓地理葬法に基づく火葬業務に係る死亡者の親族調査がなかったため、未執行となっております。

同じく152ページの2項1目清掃総務費の支

出済額は89万2,562円です。

清掃総務一般管理費は、川内汚泥再生処理センターの対策委員会への運営補助金が主なものとなっております。

154ページをお開きください。

5目ごみ処理費の支出済額は10億7,560万1,862円です。

不法投棄対策費のほか、環境美化推進事業費では、不法投棄対策のため、市内のパトロール、監視等を行っていただいております環境美化推進員への謝金、一般廃棄物処理費は、市内の家庭から排出された一般廃棄物及び資源物収集運搬等の業務委託料が主なものとなっております。

資源ごみ分別推進事業費は、ごみの収集施設設置に対するごみ減量再資源化補助金が主なものであります。

クリーンセンター管理費は、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る管理運営業務委託、最終処分場管理費は、川内クリーンセンター焼却灰等の運搬及び処分業務委託が主なものとなっております。

なお、不用額の大きなものとしましては、12節委託料は多額の不用額がありますが、令和2年度9月の台風10号により、令和2年度から繰り越した事業でありまして、甌島地域で発生した災害等廃棄物処理事業が主なものであります。当初計画しておりました災害廃棄物の処理量、処分方法の変更に伴う執行残であります。

8節旅費については、コロナウイルス感染症対策のため、研修会、会議等の開催がされず、未執行となっております。

同じく154ページの6目し尿処理費の支出済額は4億432万8,071円です。

上甌投入施設管理費は同施設の維持管理業務が主なものであります。

次のページ、下甌環境センター管理費は、下甌地域し尿及び浄化槽汚泥運搬業務委託、汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理・運営業務委託です。

次に、192ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち環境課分は備考欄中ほどの特別災害復旧補助金4件となっております。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流

用の一覧を御準備いただきしたいと思います。

環境課分は1ページの3番の1件であります。

公設ごみステーションのごみの量が増えてきたため、回収ボックスを増設するに当たり110万1,000円を予算流用し、執行したものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

まず、収入未済についてですが、環境課分については全て納付されており、収入未済はございません。

それでは、決算書の26ページをお開きいただきたいと思っております。

15款1項3目1節衛生使用料のうち環境課分は葬斎場使用料等の7件です。

次に、36ページをお開きください。

15款2項3目1節衛生手数料のうち環境課分は廃棄物処分手数料等の12件です。

次に、42ページをお開きください。

16款2項3目2節清掃費補助金のうち環境課分は、甌島地域における災害等廃棄物処理事業費補助金です。

次に、50ページをお開きいただきたいと思っております。

17款2項3目1節保健衛生費補助金のうち環境課分は、海岸漂着物等の地域対策推進事業費補助金等の2件であります。

次に、58ページをお開きください。

17款3項3目1節保健衛生費委託金のうち環境課分は権限移譲事務委託金であります。

次に、60ページの18款1項1目1節土地建物貸付収入のうち環境課分は、自動販売機設置に係るものが主なものとなっております。

次に、64ページをお開きください。

同じく2項2目1節物品売払収入のうち環境課分は資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入であります。

次に、74ページをお開きいただきたいと思っております。

22款5項4目1節雑入のうち環境課分は75ページ備考欄中ほどPETボトル等有償入札抛出金等の5件であります。

次に、財産に関する調書に関する案件については環境課分は2件あります。

入来大内田及び樋脇地域の岩下共同墓地納骨堂

を地元自治会へ無償譲渡した分についてであります。352ページのその他の欄の中に含まれております。土地の面積が572平米、建物が98.60平米の減となっているところであります。

環境課分の県環境整備公社出捐金については356ページに記載してありますとおり、令和3年度中の増減はありませんでした。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）附属書49ページの一般廃棄物の処理状況なんですけれども、資源ごみ以外のごみの処理量というのは変化は出てきているのかどうか。資源ごみは減ってきているというのは何回も答弁の中であったんですけど、資源ごみ以外のごみの処理量というのに変化があるのかどうか、お聞かせください。

○環境課長（奥平幸雄）そこに記載してありますとおり、令和3年度が2万8,173トンということですが、令和2年度におきましても、2万8,681トン、大体、この辺りを示しているところであります。

○委員（犬井美香）資源循環をずっと言っていると思うので、こういう、特に燃えるごみだったりとかというのは、多分、削減できる分野だと思うので、今後、そういう費用面も含め、そちらのほうも多分減らせると思いますので、ぜひまた検討をお願いいたします。

○委員（井上勝博）附属書のベッコウトンボの確認頭数というのが年々減っているわけですが、原因としては外来魚等の関係があるんでしょうか。そこはどうなんでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）グループ長が答弁いたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）ベッコウトンボの頭数につきましては、自然的な要因もありまして増減の要因等がはっきりしないところがございますけれども、参考までに令和4年度は713頭になっておりますので、若干、増えているところでございます。

○委員（井上勝博）あと、CO<sub>2</sub>排出のエネルギー管理システム使用料で99万円なんですけど、二つ、CO<sub>2</sub>の管理という点では、市役所自体が

関わっているCO<sub>2</sub>の管理と地域の管理というか、そういうものも、今後、計画を持つべきだという、たしかそういうふうになっていたと思うんですが、このエネルギー管理システムというのはそういう地域の管理もできるシステムなんですか。

○環境課長（奥平幸雄）令和3年度までで実施しておりますエネルギー管理システムなんですが、それはあくまでも市の施設及び市の事業に関して取り組んできたCO<sub>2</sub>削減に向けたシステム管理料となっております。

先ほど委員も言われましたように、地域を含めたCO<sub>2</sub>削減に向けては、令和4年度から令和5年度にかけて地域施策編ということで目標設定を定めて、それに組み込んでいくこととしているところであります。

○委員（井上勝博）CO<sub>2</sub>が実際どうなっているのかということ、こういうふうに出るデータが出るのであれば、そのデータは推移がどうなっているのかということについては公開しないんですか。

○環境課長（奥平幸雄）グループ長が答弁いたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）市の率先行動計画ということで計画を立てておまして、今が第4次計画になっております。第3次までも、毎年、実績報告ということで、ホームページのほうでは公表しているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○市民安全部長（上戸理志）決算附属書の57ページをお願いいたします。

まず、税務課は納税義務者及び課税客体の適正な把握、課税事務の効率化を図り、公平かつ適正な課税に努めてまいりました。

57ページから60ページにかけて、市民

税、固定資産税、軽自動車税と税目ごとの賦課事務の処理状況を示してございます。

また、60ページから61ページにかけて、国民健康保険税と税務課所管に係る税外収入の事務処理の状況を記載してございますので、御参照ください。

次に、収納課は市税、国保税の徴収と滞納整理を担当しております。

62ページに収納事務の処理状況をお示してございます。

令和3年度は、文書、電話等による納税催告、財産調査、差押え、不動産の公売、タイヤロック等を実施し、年度末には市税等滞納特別対策本部を設置して滞納対策に努めました。

今後も自主財源の安定的確保及び税負担の公平性を図る観点から市税等の収納率向上に取り組んでまいります。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）それでは、歳出から説明いたします。

決算書は116ページの中段より少し下になります。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費は支出済額4億4,512万4,206円でございます。

備考欄で説明します。

税務一般管理費は、行政事務専門員一人の人件費と税務課、収納課、支所等の税務担当職員65人分の職員給与等が主なものです。

2目賦課徴収費は支出済額1億3,830万1,030円でございます。

賦課徴収事務費では、行政事務専門員5人の人件費と118ページ5行目の固定資産税納税通知書作成等業務委託外20件の委託料、地方税電子申告支援サービス利用料外4件の使用料及び賃借料が主なものです。

その他、還付加算金52件及び市税等過誤納払戻金1,134件がございますが、これは主に法人市民税等の過誤納払戻しに係る還付加算金及び払戻金であります。

また、固定資産評価事業費は固定資産土地評価業務委託外1件であります。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧の3ページを御覧ください。

本課分は3ページの4番の1件であります。

人事異動に伴いまして職員手当等に不足が生じたため、記載のとおり66万2,000円を予算流用し、執行したものであります。

○**収納課長（国分 修）** 同じく118ページ、2目賦課徴収費のうち収納課分について説明いたします。

備考欄の中段より少し上になります。収納率向上特別対策費で、主なものは行政事務専門員3人の報酬及び社会保険料並びに職員手当等であります。

次に、徴収管理費で、主なものは納税お知らせセンター運用業務委託外1件の委託料です。

○**税務課長（山口隆雄）** 続きまして、歳入について説明いたします。

決算書の16ページをお開きください。

1款1項市民税は収入済額44億859万6,381円でございます。不納欠損額は408件の526万5,535円、還付未済額は個人分の1万1,007円、収入未済額は1億811万6,425円、件数は6,220件でございます。

2項固定資産税は収入済額98億6,091万9,704円でございます。不納欠損額は2,217件、3,657万8,338円です。還付未済額は、現年度課税分、滞納繰越分を合わせまして11万5,526円です。収入未済額は3億7,576万2,871円、件数は1万9,786件でございます。

3項軽自動車税は収入済額3億7,682万7,223円でございます。不納欠損額は275件、158万1,000円、還付未済額は2万1,200円、収入未済額は1,650万8,077円、件数は2,791件でございます。

4項市たばこ税は収入済額6億5,630万2,790円でございます。

7項入湯税は収入済額1,401万7,800円でございます。

8項使用済核燃料税は収入済額5億1,327万円でございます。

以上、市税全体の収入済額はページが一番上になります158億2,993万3,898円でございます。

不納欠損額は全体で4,342万4,873円、

件数は2,900件でございます。収入未済額は全体で5億38万7,373円、内訳は、現年課税分が8,325万1,009円、滞納繰越分が4億1,713万6,364円でございます。備考欄の還付未済額は合計で14万7,733円あります。

以上が、市税についてでございます。

次に、34ページをお願いします。

15款2項手数料1目1節総務手数料のうち税務課分は、ページ中段、備考欄の資産等証明手数料、公簿閲覧手数料及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料の合計667万7,700円でございます。

同ページの下段、2節督促手数料は、収入済額250万6,771円、不納欠損額は25万9,729円、収入未済額は262万7,800円、還付未済額は1,400円でございます。

次は、56ページになります。

中段、16款県支出金3項県委託金1目総務費委託金2節徴収費委託金は、個人県民税の取扱件数に応じて交付される県税徴収事務委託金で、収入済額1億3,604万8,786円でございます。

次は、68ページになります。

中段になります。20款2項特別会計繰入金1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金のうち収納課分は、収納率向上のために県から交付される国保調整交付金を収納課の事業費等に充てるために特別会計から繰り入れている繰入金で、収入済額は651万6,000円です。

同ページの下段になります。

22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目1節延滞金は1,912万4,714円で、2目1節の過料はございません。

次の70ページの中段、5項雑入1目1節滞納処分費もございません。

その下、2目1節弁償金のうち税務課分は1万5,000円で、原動機付自転車の標識を紛失したときの弁償金75台分でございます。

最後に、358ページをお開きください。

財産に関する調書の税務課分の債権は個人住民税特別徴収に係る翌年度分でございます。

○**委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

○委員（井上勝博） 収納課の分で、差押え業務が行われておるんですけど、差押え件数、差押え金額というのはそれぞれどうなっているか、教えてくださいいただけますか。

○収納課長（国分 修） 市税に関します差押え件数につきましては、令和3年は256件、金額にしますと約2,500万円、差押えを実施しておるところであります。

○委員（井上勝博） これは、税とか市民税、それから、固定資産税とか国保税とかを全部ひくくめてですか。内訳は分かりますか。

○収納課長（国分 修） 今の256件につきましては国保税に係る分を除いた分の件数になります。

○委員（福田俊一郎） 監査報告書の12ページを見ていただきたいと思うんですけども、先ほど収納課長のほうからお話があったんですが、市税に関する収入済額についてお尋ねしたいと思います。

市民税、固定資産税、軽自動車税、いずれも予算現額以上の収入済額があるところですけども、中身を見ますと、まず、市民税については、個人分が前年度と比較して減収と。法人分については増収という、これらの要因についてお尋ねしたいというふうに思います。

また、固定資産税につきましては、3年に1回の評価替えによって増収というふうに思うところですけども、固定資産税の要因を。

そして、最後に軽自動車税でありますけれども、環境性能割が入ってきてからこういう状況が続くわけですが、今回、前年度と比較して増収というようにありますけれども、この三つの増収の要因についてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○収納課長（国分 修） まず、固定資産税の増収についてですが、令和3年度はコロナに係る徴収猶予の部分がありまして、その猶予していた部分が令和3年度に収入として上がってきたことにより、増収が若干伸びたということが要因としてあると思っております。

軽自動車税につきましては、若干、少なくなっているというのは、廃車とかもう乗っていない車とか、どうすることもなく残ってしまった分が

取れなくて、ちょっと増収が下がってしまったというところが要因になってくると思います。

市民税につきましては、同じく法人の分はコロナの理由の関係で徴収猶予をしていたものが入ってきて伸びたところで、個人住民税のほうにつきましては、ちょっと現段階の要因としては、徴収の努力をしたということが少しはあったのかなというところでありまして。

○委員（福田俊一郎） ごめんなさい。聞き取りにくかったんですけども。

軽自動車税については前年度比で増収ですよ。決して減収にはなっていないということで、この増収要因についてお尋ねしております。

固定資産税については、コロナの関係で今年度は増収ということでありましたけれども、市民税についてはもう法人分が増えて個人分が減ったと。これもコロナの関係なのかなというふうに思ったりしているんですけども、少し整理して答弁いただければありがたいです。

○収納課長（国分 修） 軽自動車税の分につきましては、令和3年度滞納処分タイヤロックというのがありまして、それを実施したことにより、予告書を出すんですけど、その通知を出すことにより納付があった分、少し徴収ができたかなというところでありまして。

○税務課長（山口隆雄） 固定資産税の件につきましては、非常に固定資産税は、先ほど収納課長が申し上げましたとおり、猶予等が解けて、その分が、令和2年の猶予分が令和3年度で払われたというのもあるんですが、特に大きなものにつきましては、償却資産に係る総務大臣配分が20億円ほど増えております。これは電気事業者の安全対策に係る分の償却資産分でございます。特にこの分が固定資産税については大きいというふうに思っております。

○委員（井上勝博） 先ほどのタイヤロックというお話なんですけど、件数は何件なのか。これの内訳も教えてくださいいただけますか。

○収納課長（国分 修） 令和3年度、タイヤロックに関しまして予告の通知書のほうを495件送付いたしました。そのうち完納になったものが229件、相談及び一部納付のあった方が231件、相談なしで何もなかった方が35件となっております。

○委員（井上勝博）これは、国保税は除くんですか。それとも、国保税の滞納の方と市税の滞納の方が同じということもあると思うんですけども、内訳的には、先ほどは差押えは国保税を除いていたんですが、タイヤロックについても国保は除いているんですか。

○収納課長（国分 修）タイヤロックにつきましては、軽自動車を所有されている方につきまして、滞納がある市税があればタイヤロックの装置を執行しているところであります。

○委員（井上勝博）そうすると、軽自動車を持っていらっしゃる方々を対象にしているから内訳的に言うのは難しいということになりますか。そういうことなんですか。

○収納課長（国分 修）委員が言われるとおりの、内訳に関しては難しいところになってきます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査は一時中止します。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

---

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

---

△議案第103号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第103号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、第6回補正、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

4款1項（1）目予防費、事項感染症等予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、今月30日まででありました新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種期間が、来年、令和5年3月31日まで延長されたところであります。

今回、2回目までの接種を終えた12歳以上の全ての方に対するオミクロン株対応ワクチンの接

種、現段階では1回限りとなっております。

また、5歳以上11歳以下の方への追加、3回目の接種、及び、現在、厚生労働省において審議が進められ、早ければ秋以降から接種が予定される生後6か月から4歳までの乳幼児に対する接種に係る接種費用並びにそれらの接種及び接種期間の延長に対するコールセンター予約業務、接種券の作成業務、ワクチンの管理・移送等のための増額補正であります。

引き続き、歳入について説明いたしますので、同じく10ページをお開きください。

16款1項2目2節保健衛生費負担金及び資料、11ページの16款2項3目1節保健衛生費補助金は、今ほど説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種費用及び体制確保の経費に対する国庫支出金であり、どちらも10分の10補助の増額補正であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（犬井美香）今のワクチン接種の件で、対象者をもう一回詳しく教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭）対象者につきましては、2回まで接種を終えられた12歳以上の全ての方、1回限りでございますが、これがオミクロン株対応ワクチンの接種でございます。それと、5歳以上11歳以下の方への追加接種、3回目接種になります。

それと先ほど言いました厚生労働省で、今、審議が進んでおります生後6か月から4歳までの乳幼児に対する接種費用につきましてもこのたび予算化しようということで補正要求をしているところです。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第88号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第88号を議題とします。

初めに、決算の概要について対策監の説明を求めます。

**○医療対策監（古里洋一郎）** それでは、各会計歳入歳出決算附属書の91ページを御覧ください。

市民健康課の令和3年度決算額は19億8,469万8,134円となっております。

主な取組でございますが、まず1の保健・医療体制の整備の医療体制の充実では、休日及び夜間における救急医療を確保するため、病院群輪番制及び共同利用型病院運営事業により、市民への救急医療の提供に努めるとともに、一次救急医療体制の充実や休日・夜間の小児重症患者の対応のため、川内市医師会等に対し、その運営の一部を助成しております。

また、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを推進するため、地域周産期母子医療センターとして認定されております済生会川内病院に対し、運営の一部を助成しております。

次に、甌島地域における医療従事者等を確保するために基金を造成したほか、甌島の医療施設に将来勤務を希望する学生に奨学資金を貸与しております。

次に、92ページから94ページでございますが、3の健康づくりの促進では、乳幼児・妊婦の健診事業、健康教育等のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等を実施しております。

次に、94ページの4の感染症等予防対策では乳幼児期、青少年期及び高齢者の感染症等を予防するため、定期予防接種及び任意予防接種を実施しております。

次に、95ページを御覧ください。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。コロナワクチン接種が円滑に行われるように川内市医師会、薩摩郡医師会及び医療機関など関係機関で構成する新型コロナウイルスワクチン接種調整会議を設置、昨年は8回会議を開催し、関係機関と連携しながらワクチン接種を進めてきております。

96ページを御覧ください。

接種実績につきましては、医療関係者の協力の下、市内の61医療機関で個別接種、8会場での集団接種95回実施で17万5,000回を超える接種を行っております。

続きまして、97ページを御覧ください。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の決算状況でございます。

まず、令和3年度決算額は8億6,996万4,081円となりました。

1の国民健康保険直営診療所の運営管理では、主な取組として、里診療所をはじめとし、5診療所の管理運営を行い、特定離島ふるさとおこし推進事業及び国民健康保険調整交付金事業を活用して医療機器の整備等を行っております。

**○委員長（帯田裕達）** 引き続き、補足説明を求めます。

**○市民健康課長（黒木 諭）** まず、歳出について説明いたしますので、決算書の96ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち市民健康課分は1,000円で、医療施設等の整備に充てることを目的とする医療福祉対策基金への利子分の積立金です。

142ページを御覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費のうち市民健康課分は7億1,392万1,358円で、備考欄の主な事業としまして事項保健衛生一般管理費の主なものは職員41人（保健師業務専門員二人）の人員費などであります。

事項予防接種事故救済措置費は、予防接種事故の被害者1名に対する障害年金等であります。

事項巡回診療事業費は、県事業の甌島地域における特定診療科巡回診療に係る事業負担金等であります。

なお、おとし、令和2年度はコロナ禍のため事業中止でございました。

144ページを御覧ください。

事項保健対策推進事業費の主なものは、食生活改善推進事業に伴う食生活改善推進員への謝金等、事項地域医療対策費は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金、病院群輪番制病院運営事業に伴う補助金等7件、医師を目指す学生2名への医療従事者奨学資金貸付金、令和3年度に新設しました甌島地域の医療従事者確保を目的とする甌島地域医療従事者等確保基金への積立金等が主なものであります。

次に、2目保健センター管理費は3,155万9,084円で、事項すこやかふれあいプラザ管

理費は施設の維持管理に係る委託料等が主なものであります。

事項保健センター管理費は、本土地域4か所、甌島地域2か所の保健センター等の維持管理に係る委託料と令和2年度からの繰越事業である下甌国民健康保険健康管理センター屋根補修工事が主なものであります。

次に、3目保健指導費は2億6,342万8,298円で、事項保健指導費は健康管理システム等保守委託及び同システムの賃借料が主なものであります。

事項母子保健事業費は、144ページから146ページになりますが、主なものは146ページ中段にあります妊産婦・乳幼児健康診査に係る委託料や不妊治療費等の助成金であります。

なお、産後ケア事業につきましては、令和3年度から産後のケアに使用できます応援券を5,000円から1万円に増額、それから短所の入所時の自己負担額を9,900円から5,500円に減額して事業を実施しております、利用者につきましても倍増しているところでございます。

事項健康増進事業費は胃がん検診などの業務委託料が主なものであります。

148ページを御覧ください。

4目予防費のうち市民健康課は、感染症等予防費9億7,578万8,394円で、令和2年度からの繰越である新型コロナウイルスワクチン接種事業を含みます各種予防接種に係る委託料やワクチン代、昨年7月10日の豪雨による浸水箇所への消毒作業業務委託が主なものであります。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御覧ください。

本課分は、3ページの6番から10番で、全て新型コロナウイルスワクチン予防接種事業に係る会計年度任用職員の報酬、職員手当につきまして国の指示によりまして、繰越事業を優先して執行する必要が生じたため、同事業の報償費から流用により対応したものであります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、24ページをお開きください。

収入未済はありません。

14款2項2目衛生費負担金1節保健衛生費負

担金は未熟児養育医療に伴う所得に応じました保護者の自己負担金であります。

26ページを御覧ください。

15款1項3目1節衛生使用料は、すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センターの利用に伴う施設使用料等であります。

40ページを御覧ください。

16款1項2目2節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金であります。

42ページを御覧ください。

同じく2項3目1節保健衛生費補助金は、産後ケア事業に係る妊娠・出産包括支援事業、産婦健康診査事業に係る補助金、令和2年度からの繰越を含む新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金であります。

48ページを御覧ください。

17款1項2目1節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る県の負担金、7月の豪雨に伴う消毒業務に対する感染症予防の県負担金であります。

50ページを御覧ください。

同じく2項3目1節保健衛生費補助金は、7件が市民健康課分で、風疹予防対策に伴う疾病予防対策事業費等補助金、健康増進法に規定された一般健診などの事業に係る健康増進事業費補助金、入来・祁答院地域の救急医療施設への共同利用型病院運営事業補助金が主なものであります。

58ページ上段を御覧ください。

同じく3項3目1節保健衛生費委託金は、医師免許等の交付等の業務に係る県からの権限委譲事務委託金であります。

62ページを御覧ください。

18款1項2目1節利子及び配当金は、医療福祉対策基金の利子収入であります。

66ページを御覧ください。

19款1項3目衛生費寄附金1節保健衛生費寄附金は、新型コロナウイルス感染症防止対策を目的としました寄附金であります。

74ページを御覧ください。

22款5項4目1節のうち市民健康課分は、備考欄の中ほどで、実習生受入謝金、新型コロナウイルスワクチンの住所地外接種分の納入金など、8件であります。

次に、財産に関する調書について、市民健康課分の基金、医療福祉対策基金及び甌島地域医療従事者等確保基金について359ページに記載してございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）未熟児養育医療についてはどういふふうになっているのか。国と県の負担があるみたいですが、本人の負担とかもあるんでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭）未熟児養育につきましては、補助率でいきますと、国が2分の1、県と市が4分の1、併せて保護者の方に所得割で負担額が定められておりまして、市が医療費分を支払った後に保護者負担金を納入していただく仕組みになっております。

○委員（井上勝博）分かりました。これは決算の143ページです。保健衛生一般管理費の中で保健師業務専門員報酬を二人と書いているんですが、保健師さんはたくさんいらっしゃると思うんですけど、「保健師業務専門員」ということになるとそれを専門にされる方は二人しかいないというふうに理解してよろしいんですか。

○市民健康課長（黒木 諭）保健師については、職員がまっています。それに対して国保事業での会計年度任用職員の保健師を採用している分がございまして、その2名、それから、ほかには産休代替とかそういった形で更に会計年度を採用させていただいているところです。

○委員（犬井美香）附属書の94ページのがん検診事業についてなんですけど、毎年のことですけど、全体的な受診率が低いように感じるんですが、何か対応や対策などは取っていらっしゃいますでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭）がん検診につきましては、94ページの附属書にあるとおり令和3年でございます。数字的には令和3年度は極端に下がったわけではございませんが、全体的に低い状態です。各検診が各企業における人間ドック等でも行われたり、あと御自分でされる部分もあったりして低い状態であります。

検診というのが一番病気を発見する機会となりますので、市においてもホームページ等々で

広報はやっているところですが、なかなか数字が上がらず、今後もそういった形で啓発に努めていきたいと考えているところです。

○委員（犬井美香）啓発して受診率が上がるかどうかというところもあると思うんですけど、事業者との連携も含め、多分、検診、職場で受けていますとかという丸をして提出という形での把握もあると思うんですけど、それを出されなかったりとかというの、私もたまに忘れてりするんですけど、そういうこともあると思うので、その辺りの、また、周知だったりとかというの、きちんとしていただければ、もう少し、もしかすると受診率というのは高いのかなというふうに感じたりもするので、その辺りも少ししていただけないかなと思います。

あと、97ページの国民健康保険直営診療所についてなんですけど、多額のお金が投入されていて、もちろん、いろんな交付金、助成金、補助金を使って、甌島の診療所とかというのは機材が古かったりするんで、そういうのを新しくするというのは全然いいと思うんですが、経営とかについては指導とかというのはされていらっしゃるんでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭）委員の御質問のとおり、毎年、全甌島の診療所で約3億二、三千万円の繰入金を受けております。

経営については、甌島島民の命を守る最終のとりででございます。しっかりとした運営は行っているところなんですけれども、どうしても、一番、施設の維持と人件費が相当かかってくる。

そのような中、国保の交付金とか特定離島ふるさとおこしの補助金、それから有利な起債等を活用して運営しているところでございます。なかなか経営を抜本的に改善するという部分には至っていないところが現実です。

○委員（犬井美香）十分、多分、経営面というのを分かっているとは思いますが、人件費に係る部分というのは、一般の普通の本当に個人の診療所とかというところでは、保険点数とかというところでの収入であったりというので、必ず保険点数を何点取らないと、自分のところの経営はうまくいかないというのが多分あると思うんです。恐らく、多分、そういう意識、診療してもしなくても、ある一定額、お給料というか、き

ちんともらえるというような頭になると、人件費はもちろん払うんだけど、費用対効果というところでは少し見合わない部分が出てくるのかなというふうに感じたりします。

今後、先ほど言われたように、甌島の診療所、皆さんの命を守るためにはとっても大事なところですので、意識を高める意味でも、少し、診療の人数というのは限られていると思うんですけど、点数的な部分で給与と見合うのか見合わないのかというのも、少しシビアではあるんですけど、そのような精査をしていかないと、今後、人件費はかかるけれども、内容的なものは意外と薄くて、島外に診療を求めて出ているというような現状があるようでは、経営という意味ではあまり良くないのかなというふうに感じたりしますので、実態をきちんと把握されて、今後、経営というところも少し精査されながら、シビアに見ていかれたほうが医療の向上のためにもいいのかなというふうに感じますので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第95号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第95号決算の認定について（令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）まずは、歳出について説明いたしますので、決算書の314ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は6億203万308円で、甌島の各診療所の運営費であり、職員37人、看護師等の月額会計年度任用職員38人の人件費、各診療所の診療業務委託、令和2年度からの繰越事業であります下甌手打診療所医師住宅新築工事外8件などが主なものであります。

同じく2目研究研修費は518万6,765円

で、上甌診療所医師住宅ベランダ防水工事、郡医師会負担金等が主なものであります。

316ページを御覧ください。

2款1項1目医療用機械器具費は4,429万511円で、X線CT装置保守点検業務委託や上甌診療所超音波画像診断装置、内視鏡システムなどの医療機器購入などが主なものです。

同じく2目医療用消耗器材費は3,449万5,727円で、医療用酸素などの医科及び歯科の消耗品、臨床検査業務委託などの委託料が主なものです。

同じく3目医薬品衛生材料費は1億7,167万8,560円で、各診療所における医薬品購入費が主なものです。

次に、2項1目給食総務費は41万8,747円で、上甌及び手打診療所の入院給食に伴う消耗品購入、調理器具の備品購入が主なものです。

同じく2目給食用材料費は439万9,830円で、上甌及び手打診療所の入院給食用賄材料費であります。

次に、4款1項1目元金652万2,305円、2目利子94万1,788円は長期債償還に伴う元金及び利子であります。

次の6款1項1目予備費につきましては、里診療所の歯科用滅菌機、上甌診療所のトイレ修繕につきまして急を要したことから予備費を充用させていただき執行しております。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御覧ください。

本課分は3ページの11番目で、上甌診療所の看護師不足を解消するため派遣により看護師を確保するための経費としまして事項一般管理費の委託から役務費へ流用し、執行したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、308ページをお開きください。

1款診療収入は、1項入院収入、2項が外来収入で、それぞれ各保険者からの診療報酬や自己負担金等であります。

なお、1項5目一部負担金において5,070円の収入未済がありますが、入院患者が死亡後に相続人が相続放棄されたもので、親族に連絡を取っているところであります。

なお、2節滞納繰越分につきましては、入院し

ていた御本人が死亡された後、親族が分割納付を継続されておりましたが、1万7,000円全額の納入があったものです。

次に、310ページを御覧ください。

3項その他収入は各種健診や予防接種の受託料等であります。

2款使用料及び手数料は、医療従事者の住宅使用料、診断書作成手数料等であります。

なお、1項1目施設使用料において2万1,000円の収入未済がありますが、NTT電話柱の行政財産使用料について未納であったため納付書の再発行をいたしました。納入が間に合わなかったことにより収納未済となったもので、令和4年6月3日に納入済であります。

4款県支出金は、医療用機器購入に対する県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

7款繰入金は、一般会計繰入金と国保特別会計からの繰入金であります。

8款繰越金は、令和2年度からの繰越事業である手打診療所医師住宅整備事業の財源繰越金であります。

9款2項2目雑入は312ページを御覧ください。

各施設の嘱託医の業務受託料、保険適用外の医療用消耗品等の販売収入、PCR等検査無料化事業に対します補助などあります。

10款1項1目診療施設等整備事業債は、令和2年度からの繰越事業である手打診療所医師住宅整備事業に係る過疎対策事業債、医療機器購入に係る辺地対策事業債であります。

次に、実質収支について説明いたしますので、318ページをお開きください。

歳入総額8億7,747万6,000円、歳出総額8億6,996万4,000円、歳入歳出差引額は751万2,000円で、これは令和4年度へ繰り越した里診療所屋上修繕事業に係る財源繰越金であり、実質収支は0円であります。

次に、財産に関する調書について、市民健康課分は重要物品としまして衛生医療機器類3件の増を357ページに記載してあります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第103号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第103号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一郎）歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の14ページをお開きください。

3款1項1目、事項生活困窮者自立支援事業費です。補助事業扶助費になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で、社会福祉協議会が窓口になっている、緊急小口資金等の特例貸付けの貸付限度額に達しているなどの困窮世帯に支給する生活困窮者自立支援金の申請期間が、今月末の令和4年9月末から令和4年12月末まで延長されたことに伴う582万円の増額補正と、離職や就業機会等の減少により、住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分を支給する住居確保給付金の特例措置が、同じく令和4年9月末から令和4年12月末まで延長されたことに伴う290万1,000円の増額補正になります。

続きまして歳入を説明いたします。

10ページをお開きください。

16款1項1目7節生活困窮者自立支援事業費負担金は、歳出の補助事業扶助費の住居確保給付

金の増額に伴う生活困窮者自立支援事業費負担金の増額です。

次に、11ページをお開きください。

同款2項2目1節社会福祉費補助金は歳出の補助事業扶助費の生活困窮者自立支援金の増額に伴う新型コロナウイルス感染症サーフェティネット強化交付金の増額です。

次に、12ページをお開きください。

20款1項1目繰越金の補正額2,500万7,000円のうち20万7,000円を当課所管の補正財源とするものです。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第103号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑は全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。

採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第88号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

**○委員長（帯田裕達）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第88号を議題とします。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○保健福祉部長（小柳津賢一）** それでは、決算附属書の63ページをお願いいたします。

障害・社会福祉課の一般会計の令和3年度決算額でございます。56億1,933万1,264円となりました。

主な取組でございます。

その下、1、市民相談に関することといたしま

して出前消費生活講座や無料法律相談を実施いたしております。

同ページ下段、2、共に支え合う地域福祉社会の形成事業では、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成等を行うとともに、生活困窮者の自立支援等のため緊急生活支援事業や、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業等を実施いたしております。

64ページの下の方をお願いいたします。

3、一般障害者自立支援事業といたしまして、福祉タクシー等料金助成事業を実施いたしております。

65ページでございます。

4、障害者（児）自立支援事業では各種の介護給付及び訓練給付、補装具給付、医療費給付等を行っております。

飛びまして、67ページをお願いいたします。

中段、重度心身障害者医療費助成事業といたしまして、重度心身障害者に対する医療費の助成を行うとともに、その下、6、特別障害者手当等給付事業におきましては、在宅の重度障害者に対する手当の支給を実施いたしております。

68ページをお願いいたします。

7、障害者の自立支援の充実では、社会参加支援事業、身体障害者日常生活用具給付事業、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業等を行っております。

69ページをお願いいたします。

上段、8、障害児の発達支援では、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業等を行っております。

同ページ中段、9、小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付の支援といたしまして、軽度・中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成を行っております。

その下、下段、10番、隣保館の管理・運営では各種教養講座を実施いたしております。

70ページをお願いいたします。

11、女性・家庭・児童相談事業におきましては、それぞれの相談内容等に応じ、必要な指導・援助等を行っております。

71ページをお願いいたします。

上段、12、災害援助援護対策では、火災・風

水害等によるり災に対しまして必要な援護を行っております。

次に、同ページ下段は介護保険事業特別会計のうち障害・社会福祉課分になります。介護保険事業特別会計のうち障害・社会福祉課分の令和3年度の決算額は2,647万9,290円となりました。

なお、主な取組の実績等については記載のとおりでございますけれども、詳細は省略させていただきます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）それでは、まず歳出について説明いたしますので、96ページをお開きください。

中ほどになります。2款1項1目一般管理費、事項総務一般管理費のうち本課分は備考欄の97ページの下の方になります。808万1,376円です。保健福祉部総括課での会計年度任用職員19名分の報酬とFMラジオの放送業務委託が主なものです。

次に、110ページをお開きください。

下のほうになります。2款1項1目市民相談交通防犯費、事項市民相談事務費のうち本課分は398万8,539円です。消費生活相談員の報酬、無料法律相談業務の委託が主なものです。

124ページを開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち本課分は15億7,397万3,921円で、生活困窮者自立支援事業費の18節負担金補助及び交付金500万円と住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の1節報酬外8節、計3億3,294万円を令和4年度に繰り越しております。

事項社会福祉管理運営費は、社会福祉事務専門員及び行政事務専門員の報酬、職員給与費、社会福祉協議会運営補助金が主なものです。

次に、事項社会福祉施設管理費は社会福祉施設の維持管理経費が主なものです。

次に、事項生活困窮者自立支援事業費です。相談支援員の報酬、生活困窮者自立支援事業費業務委託、社会福祉協議会緊急生活支援金補助金、新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金、住居確保給付金、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、事項住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、会計年度任用職員報酬、職員手当等、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム開発業務委託等、住民税非課税世帯等臨時特別給付金が主なものです。

不用額ですが、3節職員手当等、11節役務費、12節委託料、19節扶助費については住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業が見込みを下回ったものです。

18節負担金補助及び交付金については新型コロナの影響に対する生活困窮者自立支援金で、対象者の把握が非常に難しく執行残が大きくなったものです。

続きまして、126ページになります。

3款1項2目身体障害者等福祉費は40億386万4,777円です。

事項一般障害者自立支援事業費は、職員給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、障害者団体への補助金等が主なものです。

次に、事項障害者（児）自立支援事業費は、障害認定審査会委員、嘱託医、専門員の報酬、医療型短期入所事業所整備補助金、施設入所支援等の補助事業扶助費、国庫支出金等の精算返納金が主なものです。

次に、事項重度心身障害者医療費助成事業費は、行政事務専門員等の報酬等、重度心身障害者の医療費助成が主なものです。

次に、事項特別障害者手当等給付事業費は、127ページの下段から129ページ上段になりますが、嘱託医の報酬及び特別障害者手当等が主なものです。

次に、事項地域生活支援事業費は、手話通訳業務専門員等の報酬、地域活動支援センター事業業務委託外8件の委託料、基幹相談支援センター職員用のノートパソコンの備品購入、日中一時支援事業等補助事業扶助費、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、事項障害児通所支援事業費は、放課後デイサービス等補助事業扶助費、利用者負担金助成、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、小児慢性特性疾患児日常生活用具給付事業費は扶助費となっております。

次に、3款1項3目地方改善対策費は463万365円です。

事項隣保館管理運営費は入来会館に伴うもので、館長の報酬、教養講座講師謝金、浄化槽維持管理業務委託外3件の委託料が主なものです。

次に、134ページになります。

3款3項1目児童福祉総務費のうち本課分は1,756万5,527円です。

備考欄は137ページの中ほどになります。

事項女性・家庭・児童相談費になります。主なものは、支援相談員の報酬、相談管理システム運用保守委託料、DV等女性相談用電話の備品購入費が主なものです。

次に、140ページの下のほうになります。

同項5目母子福祉費のうち本課分は434万7,463円です。

備考欄は141ページになります。

事項母子生活支援施設措置費で、母子生活支援施設への措置費、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、142ページになります。

3款5項1目災害救助費のうち本課分は287万9,305円です。

事項災害救助費で主なものは、災害救助法に伴う各救助措置、火災・水害に伴う見舞金・弔意金等です。

なお、13節使用料及び賃借料が未執行であります。災害において被災者用住宅の借上料が必要でなかったことから執行がなかったものです。

次に歳入ですが、23ページをお開きください。

14款2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は心身障害者扶養共済掛金です。

次に、25ページの下段から27ページになります。

15款1項2目民生使用料1節民生使用料のうち本課分は、サン・アビリティーズ川内、隣保館の使用料が主なものです。

次に、34ページになります。

同款2項2目民生手数料1節民生手数料のうち本課分は車庫証明の手数料です。

次に、40ページになります。

16款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金が主なものです。

同じく3節児童福祉費負担金の本課分は、母子生活支援施設措置費負担金、児童発達支援セン

ター給付費負担金です。

続きまして、42ページになります。

同じく7節生活困窮者自立支援事業費負担金は、自立支援相談事業及び住居確保給付金支給に対するものです。

次に、43ページになります。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、障害者自立支援事業費補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金が主なものです。

次に、同目6節生活困窮者自立支援事業費補助金です。家計相談支援事業、学習支援事業に対するものです。

46ページになります。

同款2項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち本課分は、特別児童扶養手当事務委託金です。

次に、17款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、障害者自立支援医療費負担金が主なものです。

次に、48ページになります。

同目3節児童福祉費負担金のうち本課分は児童発達支援センター等で、給付費負担金が主なものです。

次に、同目5節災害救助費負担金は災害救助費繰替支弁金です。

次に、同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金は備考欄の51ページになります。重度心身障害者医療費助成事業費補助金、地域生活支援事業費等補助金、隣保館運営等事業費補助金が主なものです。

次に、56ページになります。

同款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金は権限委譲事務委託金です。

60ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入のうち本課分は61ページの上のほうになります。福祉作業所、児童発達支援センターの貸地料であります。

次に、62ページをお開きください。

中ほどです。同款2目利子及び配当金1節利子及び配当金のうち本課分は災害救助基金利子収入

です。

66ページをお開きください。

19款1項2目民生費寄附金3節災害救助費寄附金は3件の寄附で、り災救助基金に充てております。

次に、20款1項3目り災救助基金繰入金1節り災救助基金繰入金は、火災見舞金等に伴う経費を繰り入れたものです。

次に、70ページをお開きください。

22款3項1目貸付金元利収入7節地震災害援護資金貸付金元利収入は滞納者8人のうち1人分の償還金です。収入未済額は186万円となっております。

次に、同款5項4目雑入1節雑入のうち本課分は76ページ下段から77ページになります。

重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、鹿児島県被災者生活支援金、電気・水道料実費収入金が主なものですが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、臨時福祉給付金返納金の合計3万6,003円が収入未済となっております。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

353ページをお開きください。

(4)の物権の行政財産の温泉権については、総合福祉会館に1か所ありますが、現在、使用されておられません。

次に、358ページをお開きください。

3の債権ですが、一番下の地震災害援護資金貸付金については、10万6,000円の減となっておりますが、一人の償還によるものです。

359ページをお開きください。

4の基金ですが、上から7行目のり災救助金については9万2,000円の減となっております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 附属書のほうで、いろんな御相談を受けて、消費者相談も受けているんですが、今、問題になっている、世界家庭統一平和連合だったかな、旧統一教会についていろいろと自治体とのつながりの問題が出てきていますが、この相談の中で、そういうのがあったかどうかとかというのは最近調査されているんですか。

**○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）** 国のほうから調査も来ておりますが、現在ありません。

**○委員（井上勝博）** 聞き損なったんですけれども、DV用の専用電話という話をされました。その辺について詳しいことを教えてください。

**○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）** 児童虐待とか女性の相談用に、1回線、専用回線を引いて相談を受けるようにしております。

**○委員（井上勝博）** その専用回線については、DV専用ということで、例えば、ホームページでお知らせして、この電話にしてくださいとかということで周知されていらっしゃるんですか。

**○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）** ホームページ等で広報しております。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、15時30分といたします。

~~~~~

午後3時17分休憩

~~~~~

午後3時28分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一） それでは、決算附属書の72ページをお願いいたします。

高齢・介護福祉課の一般会計の令和3年度決算額でございますが、24億9,071万5,360円となりました。

主な取組でございます。その下、1、高齢者健康づくりの促進といたしまして、敬老金等の支給、はり、きゅう、マッサージ等の施術料の助成、高齢者クラブ活動への助成等を行っております。

なお、はり、きゅう、マッサージ等の施術料助

成につきましては、今年度から助成回数を増加いたしております。

同ページ下段、高齢者の日常生活支援におきましては、訪問給食サービス事業緊急通報システムの貸与等を実施いたしております。

次に、73ページをお願いいたします。

3、在宅介護者の支援といたしまして、寝たきり老人介護手当の支給や家族介護用品支給事業を行っております。

その下、4、養護老人ホーム入所措置では、居宅において養護を受けられない高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を講じております。

その下、5、介護保険事業の推進といたしまして、利用者負担軽減等を実施するとともに、地域密着型サービス事業所の開設準備に関する助成等を行っております。

74ページをお願いいたします。

6、養護老人ホーム運営事業及びその下、7、特別養護老人ホーム運営事業におきましては、市社会福祉協議会を指定管理者といたしまして養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営を行っております。

75ページをお願いいたします。

上段、8、要介護認定審査事務では、要介護・要支援認定申請により訪問調査を行いまして、介護認定審査会を開催して審査判定を実施いたしております。

なお、申請件数、調査件数及び判定件数は記載のとおりでございます。

その下、9、労働者の就労促進ではシルバー人材センターへの助成を行っております。

次に、76ページをお願いいたします。

76ページからは、介護保険事業特別会計のうち高齢・介護福祉課分になります。

介護保険事業特別会計のうち高齢・介護福祉課分の令和3年度決算額は106億734万5,164円でございます。

なお、被保険者の数及び認定者の数、それから、保険給付の状況のほか、主な取組の実績等については記載のとおりでございますけれども、詳細は省略させていただきます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）一般会

計の歳出について御説明いたしますので、決算書の130ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費については、支出済額251万2,012円で、老人福祉施設管理費の14節工事請負費1,044万3,000円を、令和4年度に繰り越しております。

備考欄を御覧ください。

まず、老人福祉管理運営費の主なものは、職員6人分の給与費、敬老金、高齢者クラブ連合会補助金、高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料助成などが主なものです。

次の老人福祉施設管理費では、生活支援ハウス等の指定管理料や各施設の維持管理に係る経費、備品購入として里生活支援ハウスの空調機及び上甌老人福祉センターの高圧引込設備撤去負担金が主なものです。

次に、132ページをお開きください。

次の高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業業務委託及び備品購入費として緊急通報装置4台の購入が主なものです。

次の在宅介護者支援事業では、寝たきり老人介護手当及び家族介護用品支給事業が主なものです。

同項2目老人措置費については、支出済額4億6,718万4,736円で備考欄記載のとおり、養護老人ホームの入所者に係る措置費が主なものであります。

次に、同項3目介護保険対策費については、支出済額16億7,366万9,478円で、地域介護基盤整備事業費の18節負担金補助及び交付金3,360万円を、令和4年度に繰り越しております。

備考欄を御覧ください。

介護保険対策費の主なものは、職員15人分の給与費及び介護保険事業特別会計繰出金が主なもので、次の地域介護基盤整備事業費は、小規模多機能居宅介護1か所、グループホーム2か所の簡易陰圧装置の設置に係る補助金であります。

未執行分についてですが、7節報償費は、地域密着型サービス運営委員会に係る報償費であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、書面開催としたことに伴い、執行がなかったものであります。

19節扶助費は、障害者ホームヘルプサービス利用者支援事業に係るもので、利用がなく、執行がなかったものであります。

次に、同項4目養護老人ホームについては、支出済額3,215万4,971円で、主な支出は養護老人ホーム甌島敬老園の指定管理料及び洗面台新設工事等及び備品購入費として全自動高圧蒸気滅菌器他外5件であります。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費については、支出済額約1,630万1,040円で、主な支出は、特老甌島敬老園・鹿島園の施設設備の修繕費及び委託料として、甌島敬老園ボイラー改修工事設計業務委託及び工事請負費として、特老甌島敬老園の昇降機の改修工事であります。

次に、同項6目介護認定審査費については、支出済額7,727万3,023円で、次の134ページをお開きください。

主な支出は、介護認定審査会委員55人分及び介護認定訪問調査業務専門員13人分の報酬、要介護認定調査委託料などになります。

次に、156ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費では、支出済額3,569万2,606円のうち、高齢・介護福祉課分は備考欄に記載のとおり、労働者福祉対策費のシルバー人材センター事業補助金になります。

なお、以上、説明しました歳出執行に当たって50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたしますので、別冊、議会資料の50万円以上の節間流用一覧をご準備ください。

本課の一般会計分は3ページの番号5番であります。

理由といたしましては、ふれあいドーム敷地内の、樹木の枝葉により排水設備が詰まり、敷地内に排水が流入してきたこと、また、倒木の危険もあり、早急に樹木剪定の必要があり、委託料に不足が生じたため流用したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況になります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、決算書の22ページをお開きください。

14款2項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金ですが、備考欄に記載のとおり、養護老人ホームの入所者負担金である老人福祉費負担金が主なものです。

なお、収入未済額については、過年度分4名及び現年度分1名の計5名となっております。

次に、26ページをお開きください。

15款1項2目民生使用料1節民生使用料中、高齢・介護福祉課分については、備考欄の上から5行目以降に記載してありますもので、主なものは屋内ゲートボール場施設使用料などになります。

次に、38ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金は、低所得者保険料軽減負担金であり、国の負担率は2分の1です。

次に、48ページをお開きください。17款1項民生費負担金2節老人福祉費負担金は低所得者保険料軽減負担金であり、県の負担率は4分の1であります。

次に、50ページをお開きください。

17款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金、老人クラブ運営補助金は会員数30人以上の高齢者クラブを対象とした運営補助金で、補助率は3分の2になります。

同目6節介護保険事業費補助金は、地域介護基盤整備事業の3,360万円を令和4年度に繰り越しており、収入未済となっております。

介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に係る補助金で、令和3年8月からの報酬改定に関わるもので補助率は2分の1であります。

また、介護保険利用者負担対策事業費補助金は補助率4分の3になります。

次に、60ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入の高齢・介護福祉課分は備考欄の中段辺り、上から15行目になりますけれども、記載のとおりです。

内容としては、電気事業者から高圧線設置工事に係る資材置場として借用の申請があり、貸し付けているものであります。

なお、貸付期間は令和3年9月1日から令和4年9月30日までの予定となっております。

次に、62ページをお開きください。

18款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の高齢・介護福祉課分は、備考欄の上から16行目であります介護保険高額介護サービス資金貸付基金の利子収入です。

次に、70ページをお開きください。

22款3項1目貸付金管理収入37節特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入は、特別養護老人ホーム寿里苑への貸付金に対する償還金収入です。

次に、76ページをお開きください。

22款5項4目雑入1節雑入の高齢・介護福祉課分については、備考欄の中段辺り、上から22行目に記載のとおり、生活支援ハウス入居者利用料などが主なものです。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げますので、358ページをお開きください。

3の債権についてですが、高齢・介護福祉課分は3行目の寿里苑運営貸付金になります。

次に、359ページをお開きください。

4の基金のうち下段にあります介護給付費準備基金が高齢・介護福祉課分です。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、368ページをお開きください。

介護保険高額介護サービス費等資金貸付金については、令和3年度末の残高は1,200万円となっており、令和3年度中の貸付実績はありませんでした。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第96号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第96号決算の認定について（令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 介護保険事業特別会計について御説明いたします。

まずは、歳出について御説明いたしますので、決算書の330ページをお開きください。

1款保険給付費は、支出済額98億4,660万9,801円で居宅や施設における介護サービス給付費や高額給付費、介護予防サービスに係る給付になります。

1款保険給付に係る不用額については、介護給付費の伸びを最大で見積らざるを得ないことによる執行残になります。

次に、332ページをお開きください。

3款2項2目総合相談事業費は、支出済額4,781万8,603円で、主な支出は介護相談業務等専門員1名分の報酬のほか、市内12か所の在宅介護支援センター総合相談業務委託及び介護予防普及業務委託が主なものです。

次に、同項3目権利擁護事業費は、支出済額2,442万5,440円で、所管は障害・社会福祉課になりますが、支出は社会福祉協議会権利擁護センター運営補助金になります。

次に、同項5目任意事業費は、支出済額1,954万7,347円で、主な支出は、障害・社会福祉課分の成年後見制度利用促進基本計画策定業務委託ほか、本課分として、介護給付費適正化業務専門員4名分の報酬のほか、高齢者住宅等安心確保事業の生活援助員派遣に係る委託等であります。

次に、同項7目地域包括的支援事業一般管理費では、支出済額1億2,863万1,426円で、主な支出は地域包括支援センター運營業務委託になります。

次に、同項8目在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額2,217万8,945円で、主な支出は、川内市医師会及び薩摩郡医師会に委託しております在宅医療支援センター業務委託になります。

次に、同項9目生活支援体制整備事業費は、支出済額2,855万4,753円で、主な支出は、地域包括ケア体制推進コーディネーター業務専門員1名分の報酬及び次の334ページ備考欄に記載のとおり、社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業業務委託が主なものであります。

次に、同項10目認知症総合支援事業費は、支出済額1,274万5,208円で、主な支出は、介護予防業務専門員2名分及び認知症地域支援業務専門員1名分の報酬及び認知症カフェ業務委託等になります。

次に、3款3項1目介護予防生活支援サービス事業費については、支出済額1億2,508万4,654円で、主な支出は、要支援1・2及び総合事業対象者に係る訪問通所型サービスの事業費になります。

次に、同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済額1,841万8,665円で、主な支出は、先ほど説明しました介護予防・生活支援

サービスに係るケアプランの作成費になり、次に、同項3目高額介護予防サービス費等事業費は、支出済額48万3,037円で、総合事業対象者の医療と介護の自己負担が、一定額を超えた場合に支給されます。

次に、3款4項1目一般介護予防事業費については、支出済額1億9,849万6,508円で、主な支出は、介護予防地域支援業務専門員1名分の報酬及び職員5名分の給与費等のほか、次の336ページ、備考欄記載のとおり、社会福祉協議会の地域づくり事業業務委託や介護予防総合通所型事業など、介護予防事業になります。

同款5項1目審査支払手数料については、支出済額79万6,968円で国保連に支払う総合事業対象者分の手数料になります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金については、支出済額7,708万円で基金積立を行ったものです。

6款1項償還金及び還付加算金については、支出済額8,295万3,099円で、1目第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金で、2目償還金については介護保険給付費確定内容に伴う国・県の返納金であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、324ページをお開きください。

1款1項介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料になります。

令和3年度現年分の保険料徴収率は年金天引きによる特別徴収については100%ですが、普通徴収に係る収納率は89.6%で前年度と比べ0.6%の増となっております。

4節普通徴収滞納繰越分については、収納率が11.7%で前年度と比較し、2.5%の減となっております。また、844万8,500円を不納欠損処理しております。

次に、3款1項2目督促手数料は、収納率18.8%、不納欠損額8万400円であります。

なお、介護保険料の滞納者に対する取組としましては、電話催告や自宅訪問等により介護サービス受給時の給付制限や保険給付の一時差止めなど、介護保険の制度を詳しく説明を行い、制度理解に努めるとともに、分納制約による納付履行を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金については、負担率及び補助率については、1項1目介護給付費負担金及び2項1目調整交付金は、法定で居宅25%、施設が20%、同項4目地域支援事業分については、包括的支援事業が38.5%、介護予防・日常生活支援総合事業が25%となっております。

また、同項5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組に対し交付されるもので、同項6目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染等により実施した減免措置に対し、市町村の介護保険事業の円滑運営を確保するとともに、介護保険財政の安定化を図る目的として、新型コロナウイルス感染等に係る分が10分の6補助されるものです。

減免措置に係る残りのコロナ関係10分の4につきましても、2項1目調整交付金において措置されております。

同項7目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくり等に資する取組の評価に対し、交付されるものであります。

次に、5款支払基金交付金は、326ページをお開きください。

1項1目介護給付費交付金と、同項2目地域支援事業支援交付金があり、第2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、負担率は介護給付費介護給付分及び地域支援事業ともに27%になります。

次に、6款県支出金は、1項1目介護給付費負担金及び3項1目地域支援事業交付金があり、県の負担分になります。

負担率及び補助率は、介護給付費負担金は居宅12.5%、施設17.5%、地域支援事業交付金については、包括的支援事業19.25%、介護予防日常生活総合事業12.5%となっております。

次に、7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子収入です。

次に、9款繰入金は、1項1目一般会計繰入金は、市の法定負担分を一般会計から繰り入れるもので、負担率は1節介護給付分については居宅及び施設とともに12.5%、4節地域支援事業の介護予防分が12.5%、5節包括的支援事業が19.25%、7節低所得者保険料軽減分は軽減に係る国・県・市それぞれの負担分を合計した額

を繰り入れております。

次に、10款繰越金は、前年度からの繰越金です。

次に、328ページをお開きください。

12款諸収入の主なものは4項1目第三者納付金になります。

次に、338ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額110億6,855万2,000円に対しまして、歳出総額106億3,382万4,000円。歳入歳出差引額は4億3,472万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は1,000円未満切捨ての4億3,472万7,000円となりますが、国・県等への返納金が1億9,994万7,065円と予定していることから、実質的には2億3,478万204円が令和4年度の財源となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）普通徴収での滞納金額については、先ほど説明あったように1,382万円です。現年度だけでこれだけあるわけですが、普通徴収の対象者のうちの滞納率というのは何%ぐらいなんですか。対象のうち徴収できていないというのは。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）普通徴収分の滞納者は約1,092名いらっしゃいます。件数でいけば5,259件です。

○委員（井上勝博）率というか、割合は普通徴収の対象者のうち滞納されている方がどのぐらいかというのが分かるんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）普通徴収の対象者に対する滞納者の人数ですけれども、現在のところ滞納者数しか把握しておりませんので、全体の数字は、申し訳ないです。この場では把握しておりません。

○委員（井上勝博）減免されている方は何人で、その割合は何人ぐらいなんですか。保険料の減免というのがあると思いますけど。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）新型コロナ減免につきましては、31世帯42名で2,240万円程度減免をさせていただいております。

○委員（井上勝博）そうすると、それはコロナの関係での減免で、コロナウイルスが感染してから出てきた減免なんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）はい。コロナに感染されて、はっきり言って死亡減免もありますし、働けなくなって収入が落ちたという減免も当然ございます。

○委員（井上勝博）あと、サロンの関係で、前は市が補助金を出して、社協が委託を受けて補助金を出していたというふうに、仕組みはそうなっていたんだと思いますけど、一般質問でも出されましたけど、市のほうとしては補助金はもう出していないというふうに理解していいですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）市の補助金につきましては、新しくサロンを開設された場合は、1年目3万円、2年目・3年目1万5,000円ずつの補助は出しております。

本会議で部長が答弁させていただきましたように、社会福祉協議会のほうでは共同募金の還元金ということで、これを全サロンに対して——希望する全サロンです。に対して今年度は7,000円一律に補助金を交付されているというふうに聞いております。

○委員（井上勝博）そうすると、今、サロンがどのくらいあるかとか、そのようなのは把握していないわけですね。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）サロン数は約300を把握しております。なので、社協の補助につきましては、補助を希望しないサロンも実際ございますので、詳しい数字はまた社協に確認させてください。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）アンケートとかいろんな世論調査をすると「国保と介護保険料が高い」とい

うのが非常に声が大きいんです。その介護保険料が高いために、年金から天引きされる方も100%なのですが、実際に普通徴収の方々の滞納というのはかなり大きいと。だから、やはり介護保険料をどうにかして抑えていく必要があると思うんです。年々これが増えているという現状です。

一般会計からの繰入れを要求して、反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。以上で、高齢・介護福祉課の審査は終わります。

△保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次に、保護課の審査に入ります。

△議案第88号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）審査を一時中止しておりました議案第88号を議題とします。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）それでは、決算附属書の81ページをお願いいたします。

保護課の令和3年度の決算額でございますが、16億9,683万1,832円となりました。

主な取組でございますけれども、1、生活保護制度に関しましては、生活困窮者に対して必要な保護を行うとともに、就労意欲の喚起など、経済的自立に向けた支援を実施いたしました。

なお、昨年1月から必須事業とされました健康管理支援事業に関しましては、生活習慣病の発生子予防や重症化予防等の指導、助言を行っております。

保護の状況、保護率等については記載のとおりですので、御覧いただきたいと思います。

次に、同ページの下のほうでございます。行旅病人等取扱事務費につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の対応を行うものでございますけれども、令和3年度は実績がございませんでした。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）歳出から御説明いたします。決算書の122ページをお開きください。

最下段、3款1項1目社会福祉総務費保護課分は124ページになります。

備考欄、上から三つ目の丸印、事項行旅病人等取扱事務費、執行額ゼロ円であります。

これは、令和3年度にこれらの事案が発生しなかったため執行がなかったものでございます。未執行額は120万5,000円であります。

次に、140ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済額は3億6,191万9,896円でございます。

備考欄で主なものを御説明いたします。事項生活保護管理運営費は嘱託医二人、保護課職員19人分の給与費、生活保護システム保守点検業務委託1件と令和2年度生活保護費等国庫負担金の実績額確定による差額の国庫支出金等精算返納金などが主なものでございます。

次に、事項生活保護適正実施推進事業費では、生活保護の適正な運営を確保するために、生活保護面接相談員など、6人分の報酬及び社会保険料が主なものでございます。

次に、事項生活保護者就労支援事業費の主なものは、被保護者の就労を支援し、自立を助長するための就労支援員1人分の会計年度任用職員月額報酬及び社会保険料などであります。

主要成果にありますが、これにより就労を開始して収入が安定した12世帯が自立し、保護廃止となっております。

次に、事項被保護者健康管理支援事業費の主なものは、医療扶助レセプト管理クラウドシステム

サービス業務委託1件でございます。

次に、3款4項2目扶助費の支出額は、13億3,491万1,936円でございます。142ページの備考欄を御覧ください。

生活扶助費、以下11種の扶助費を支出しておりますが、御覧のとおり、支出状況として医療扶助費が突出しており、次いで、生活扶助費、住宅扶助費が多額を占めております。

続きまして、歳入について御説明いたします。決算書の38ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、保護課分は40ページになります。

4節生活保護費負担金、収入済額11億9,047万4,793円は、被保護者就労支援事業費に要した費用の4分の3を被保護者就労支援事業費負担金として、次の被保護者健康管理支援事業費負担金は、生活保護版レセプト管理システム保守点検業務委託料に要する経費について、国から4分の3を受け入れたものでございます。

次の生活保護費負担金（過年度分）は、令和2年度の生活保護費国庫負担金の確定に伴い、扶助費のうち介護扶助が精算不足であったことから国庫負担金の追加交付分を令和3年度に受け入れたものでございます。

次の生活保護費負担金は、生活保護費として支出した費用の4分の3を国から生活保護費負担金として受け入れたものでございます。

次に、42ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金4節生活保護費補助金でございます。備考欄、生活保護適正実施推進事業費補助金の収入済額1,137万5,000円は生活保護面接相談員など、6人分の会計年度任用職員、月額雇用による経費について4分の3の補助金を受け入れたものでございます。

次に、46ページをお開きください。

17款1項1目民生費負担金、保護課分は48ページになります。

4節生活保護費負担金収入済額3,513万6,778円は、居住地や帰来先がない者、例えば、長期入院等により住宅を失った被保護者分について市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について県負担金を受け入れたものであります。

次に、70ページをお開きください。

22款5項4目雑入1節雑入の保護課分は74ページをお開きください。

備考欄、下から二つ目の米印、生活保護返納金でございます。

生活保護返納金（滞納分）は過年度分の保護費返納金で、その下、生活保護返納金は現年度分の保護費返納金。その下、生活保護徴収金は現年度分の生活保護法第78条に規定する生活保護費の不正受給と判断した分の徴収金でございます。

不納欠損額につきましては6件の25万528円であります。

いずれも被保護者死亡により徴収不能となり、5年の事項を経過したものでございます。収入未済額は129件、2,355万7,286円でございます。

これらは、保護費返還金徴収金ではありますが、徴収については、組織的計画的に鋭意取り組んでいるところでありますが、いずれも生活困窮者であり、生活に余裕がないところから徴収することになり、厳しい状況もあります。

今後も、鋭意、徴収努力を続けていく考えでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）生活保護費負担金の過年度分というのはどういう……。 「過年度分」ということは、国からの負担金の過去の分について国からの負担金が来るということですか。どういうことなんですかね。

○保護課長（新川皇祐）過年度分は令和3年以前のものでございます。（後刻訂正発言あり、51ページ参照）

○委員（井上勝博）国からのお金は1年遅れて来るということですか。

○保護課長（新川皇祐）はい。

○委員（犬井美香）附属書の81ページ、健康管理支援事業に関することということで、今年の4月から始められたということで保健師1名が対応しているようですけども、対象者がどういふものかというのと、あと、63名ほどしかこの重症化予防も含め受けていらっしやらないようなんですが、ほかの方々の、先ほど保護費の中で

「医療扶助が突出している」というような御説明があったので、多分、こういうことを取り組むことになったのかなというふうに思ったんですけれども、その他の人たちはどのような疾患であったりとかというのがもし分かれば教えてください。

○保護課長（新川皇祐） この事業は、令和3年1月1日から必須事業として実施されました。そのため、実際に行うのは今年度からしっかり昨年度から始めていますけれども、対象者は40歳以上になります。その中でも、定期通院されている方は除きまして、例えば、自分の判断で通院を中断されている方、それと、なかなか病院にかかれない方等を対象者としております。

○委員（犬井美香） 多分、これから少しずつ成果が出てくると思いますので、また、逐一、報告のほうもよければお願いいたします。

○保護課長（新川皇祐） 委員長、申し訳ありません。先ほど井上委員の質問の中で、私は「令和3年度」と申しましたが、令和2年度の介護扶助の精算による国庫負担金の受入額でございました。申し訳ありません。（50ページの発言の訂正）

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、子育て支援課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一） それでは、決算附属書の82ページをお願いいたします。

子育て支援課の令和3年度決算額でございますけれども、94億5,406万5,908円でございます。

主な取組でございます。まず、1番、子育てと仕事が両立できる環境づくりといたしまして、延長保育や一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、育児リフレッシュ事業等を行っております。

また、児童福祉施設整備事業により認定こども園の整備を実施したほか、児童福祉施設等の職員に対する支援金の支給や保育士等の処遇改善のた

めの賃金改善に関する助成を行っております。

飛びまして、84ページをお願いいたします。

中段、2、生活を支える子育て支援の充実におきましては、児童手当や児童扶養手当を支給したほか、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯への生活支援対策として臨時特別給付金等の支給をそれぞれ行っております。

また、飛びまして、86ページをお願いいたします。

3、児童クラブの拡充では、放課後児童クラブへの各種助成を行っております。

88ページをお願いいたします。

4、特定教育施設地域型保育事業の運営では、市内の認定こども園、保育所、地域型保育事業所、僻地保育所等において、乳幼児の保育を行ったほか、保育士の負担軽減を図るため、働きやすい職場環境の整備に関する助成を実施しております。

89ページをお願いいたします。下段のほうでございまして、5、ひとり親家庭等の生活の安定と向上では、ひとり親家庭等への医療費助成や母子家庭等の自立促進のための能力開発、資格取得への支援を行っております。

90ページをお願いいたします。6、子どもの健康と福祉の充実では、高校修了年齢までの子どもの医療費の全額助成を行っております。

○委員長（帯田裕達） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ） まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の106ページをお開きください。

2款1項6目少子化対策事業費のうち本課分は支出済額1,243万7,390円で、主なものは右側備考欄を御覧ください。

令和3年度から開始いたしました子育て応援券の保管用のキャビネット購入、登録店舗にて使用された子育て応援券の、各事業者への換金になります。

次に、134ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち本課分は支出済額6億4,003万24円。

なお、保育士等処遇改善臨時特例事業といたしまして7,608万円は令和4年度分に事業繰越をしております。

主なものは右側備考欄を御覧ください。

まず、事項児童福祉管理運営費では、子ども・子育て支援会議委員報酬、行政事務専門員・ファミリーサポートセンター業務専門員及び職員14人分の人件費のほか、地域子育て支援センターや病児保育事業の委託料、また、一時預かりや障害児保育事業、次の136ページになりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の各種補助金や、昨年10月に実施しました児童福祉施設等の従事者への支援金や、先ほど、繰越しても御説明しました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の令和3年度分、低所得の子育て世帯への給付金になります。

次に、事項児童福祉施設整備費では、水引保育園の老朽化に伴う建て替え工事に係る令和3年度分の補助金で、建て替えにより昨年11月に認定こども園に移行しております。

次の事項女性・家庭・児童相談費は、障害・社会福祉課の所管となります。

次の事項利用者支援事業費では、保護者が教育保育施設等を円滑に利用できるようサポートするもので、利用者支援事業業務専門員2名を配置しております。

次の保育対策総合支援事業費は、保育所等での業務効率化推進補助金や保育士の負担軽減を図るための保育支援者配置に係る補助金、保育補助者を雇用した保育所等への補助金等になります。

次に、2目児童措置費は支出済額32億4,881万4,244円。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金事業としまして702万1,000円を令和4年度へ繰り越しております。

次の138ページをお開きください。

右側備考欄を御覧いただきますと、主なものは、児童手当や制度改正に伴う児童手当システムの改修委託等、令和3年度に実施しました国事業の子育て世帯への臨時特別給付金や、市独自事業分の同給付金に係る事業費や人件費等になります。

未執行の共済費は、令和2年度に雇用した会計年度任用職員の社会保険料で、精算により不要となったものです。

次に、3目児童館費は、支出済額3億6,096万6,000円で、39か所の放課後児童クラブへの運営補助金等11種類185件の補助金になりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染

拡大防止のため学校が休業となりました、昨年9月の臨時開設に係る運営費補助金も含まれております。

次に、4目保育園費は、支出済額42億841万2,172円で、主な内容は下甌保育園の保育士業務専門員に係る人件費や里保育園の指定管理委託料、また、下甌保育園の建物の出入りに設置しましたスロープ工事や扶助費として、あと、保育園や認定こども園等の市内への保育施設等への運営費並びに幼稚園等の預かり保育等に係る助成としての施設等利用給付金になります。

次に、5目母子福祉費のうち、本課分は支出済額6億2,602万1,461円で、主な内容は母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭等自立支援給付金の扶助費等であり、事項児童扶養手当福祉費は次の140ページをお開きいただき、児童扶養手当及び令和3年度に実施しました子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯分に係る扶助費になります。

次の母子生活支援施設措置費は、障害・社会福祉課所管になります。

次に、142ページをお開きください。

4款1項1目保育園衛生総務費のうち、本課分は144ページになりますが、右側備考欄の上から3行目に記載の事項子ども医療費助成費で支出済額3億5,738万4,617円で医療費助成の扶助費になります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の22ページをお開きください。

14款2項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金は、24ページにも記載しておりますが、主なものは備考欄にあります保育所等の保護者負担金、保育料になります。

なお、不納欠損54万円は、保育料滞納分で、平成11年度から平成28年度までの間の7名分、消滅時効により処理したもので、収入未済は保育料及び子育て支援短期利用負担金の現年度分及び過年度分で合計505万2,870円となっておりますが、対前年度比比較では約142万円減少しているところです。

次に、36ページをお開きください。

15款2項2目民生手数料1節民生手数料で、本課分は備考欄に記載の児童手当受給証明手数料と児童扶養手当受給証明手数料になります。

次の2節督促手数料は保育料の督促手数料で、不納欠損は平成17年度から平成28年度までの3名分で、収入未済が3万5,100円となっております。

次の3目衛生手数料1節衛生手数料で本課分は、備考欄中段より下の辺りにございます医療費助成証明手数料になります。

次に、38ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち、本課分は備考欄に記載の過年度分を含む保育所運営等に係る子どものための教育保育給付費負担金、利用給付費負担金で、次の40ページになりますが、児童手当交付金、児童扶養手当負担金になります。

次に、42ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金の主なものは、保育所等整備交付金、ひとり親及びその他世帯への臨時特別給付金交付金、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金及び保育士等への処遇改善臨時特例交付金、放課後児童クラブや延長保育等に係る子ども・子育て支援交付金等になり、収入未済額は歳出でも説明いたしましたが、保育士等処遇改善臨時特例事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業分で全額を令和4年度に繰り越しております。

次に、48ページをお開きください。

17款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち本課分は、備考欄にあります。過年度分を含めた保育所運営費に係る子どものための教育保育給付費、施設等利用給付費と児童手当負担金になります。

次に、50ページをお願いいたします。

17款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄にございます認定こども園運営費の一部補助に係る子どものための教育保育給付費、地方単独補助金や放課後児童クラブなど、地域子育て支援13事業に係る地域子ども・子育て支援事業費補助金、ひとり親家庭等医療費補助になります。

次に、17款2項3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金のうち本課分は、備考欄一番下にございます子ども医療費助成補助金になります。

次に、56ページをお開きください。

17款3項2目民生費委託金2節児童福祉費委

託金は、地域児童福祉事業等調査費委託に係るもので、保育所等に依頼した統計調査に対する謝金的なものです。

次に、60ページをお願いいたします。

18款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入のうち、本課分は、備考欄の中段上辺りに記載の市有地を活用して運営している、認定こども園への土地の貸付料と電話柱設置に係る借地料になります。

次に、76ページをお開きください。

22款5項4目雑入のうち、本課分は、備考欄の中段上辺りに記載の児童手当や児童扶養手当の返納金等になりますが、保育所運営費精算返納金（過年度分）の424万7,470円については、令和2年度において保育単価の加算認定に管理者配置加算に誤りがあったため、2年度分を返納いただいたものです。

なお、国・県相当分については2年度実績を令和3年度に報告することとなっておりますので、正しい金額で報告しております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）児童手当受給証明手数料というのはどういうものなんですか。

○子育て支援課長（福森ひとみ）児童手当を受給されているという証明になりまして、こちらにつきましては、住宅金融公庫、以前の住宅金融公庫さんですとかの借入れのときの証明に使われております。

○委員（井上勝博）これは、一人どのくらい手数料がかかりますか。

○子育て支援課長（福森ひとみ）手数料は1件310円です。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保険年金課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求め

ます。

○保健福祉部長（小柳津賢一） それでは、決算附属書の98ページをお願いいたします。

保険年金課の一般会計の令和3年度決算額でございますが、27億265万7,056円でございます。

主な取組といたしまして、1、国民年金に関するにおきましては、年金受給権の確保を図るための各種相談受付及び進達事務を行うとともに、保険料免除制度の周知及び申請受付進達年金制度に係る広報活動等を実施いたしております。

99ページをお願いいたします。

国民健康保険事業の推進では、国民健康保険事業特別会計への繰出金の支出等を行っております。

同ページ、そのすぐ下、3、後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診や人間ドックへの助成、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の支出等を行っております。

次に、特別会計でございます。100ページと次の101ページは国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計の令和3年度決算額でございますけれども、109億2,488万3,228円になりました。

なお、被保険者の数、保険給付の状況等につきましては、記載のとおりでございますけれども、詳細は省略させていただきます。

次に、102ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計になります。後期高齢者医療事業特別会計の令和3年度決算額でございますが、13億4,766万4,174円でございます。

なお、保険料の徴収状況、被保険者の数等については記載のとおりでございますけれども、こちらも省略させていただきます。

○委員長（帯田裕達） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、歳出から御説明申し上げますので、決算書の128ページをお開きください。下段になります。

まず、3款1項4目国民年金費は、支出済額1,720万9,148円で、支出の主なものにつきましては、備考欄、1節行政事務専門員等二人分の報酬及び職員二人分の給与等で、老齢福祉年

金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要した経費でございます。

続きまして、150ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費は、支出済額8億9,064万256円で、国民健康保険事業全般の経費でございます。

支出の主なものにつきましては、備考欄、2節、職員16人分の給与費、また、27節国民健康保険事業特別会計への繰出金等でございます。

令和3年度の繰出金につきましては、備考欄に記載の保険基盤安定繰出金から出産育児一時金の財政支援分となります。こちらのほうは全て法定内繰出分でございます。

次に、同項7目後期高齢者医療対策費は、支出済額17億9,480万7,652円で、支出の主なものは、備考欄、12節委託料の長寿健康診査業務委託、及び18節負担金補助及び交付金の鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金、並びに27節繰出金の後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして、40ページ中段を御覧ください。

16款1項2目衛生費負担金において、保険年金課分は、1節国民健康保険医療費助成負担金で国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうちの、国庫負担分の歳入でございます。

負担率は、国が2分の1となっております。

続きまして、46ページをお開きください。

下段の同款3項2目民生費委託金におきまして、1節社会福祉委託金のうち保険年金課分は国民年金事務交付金でございます。

本事務費交付金は、国において標準的な経費を基準額と定め、それに地域補正係数等に乗じて算出されたものが交付されるものでございます。

次に、48ページをお開きください。中段でございます。

17款1項2目衛生費負担金においては、2節と3節が保険年金課分となり、2節国民健康保険医療費助成費負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定繰入金として繰り出す経費のうち、県負担金の分の歳入でございます。負担率は保険料軽減分が県4分の3、保険者支援

分が県4分の1となっております。

3節後期高齢者医療費助成費負担金は、後期高齢者医療事業特別会計へ後期高齢者医療保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうちの、県負担金の分の歳入でございまして、負担率は県が4分の3でございます。

次に、74ページをお開きください。

22款5項4目雑入について、保険年金課分は備考欄の下段の部分になります。

まず、後期高齢者医療市町村給付費負担金返還金につきましては、令和2年度の同負担金の精算確定に伴います超過納付分の返納分で、後期高齢者医療被保険者返納金につきましては、長寿健診と人間ドック補助金の返納分でございます。

次に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合より鹿児島県後期高齢者医療制度事業補助金、及び鹿児島県後期高齢者医療制度特別対策補助金を受け入れておりますが、こちらのほうは国県支出金に該当しないため、雑入で受け入れているものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第88号決算の認定について、令和3年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）令和3年度一般会計の決算について反対の討論を行います。

コロナ禍で、大変、市民の暮らしが苦しい中での予算でしたので、そういう点では市民の暮らしをどれだけ守れたかということが基準になると思います。

その点について、まず、コロナウイルスの関係で言うと、ワクチン接種では確かに熱心に推進をされたんですが、検査という点ではやはり不十分

な点があったんじゃないかというふうに思っております。

もう一つは、マイナンバーカードの問題です。これは、先日、本会議でも討論をしたわけで、今日は、それは省略いたしますが、国は一生懸命これを推進しようとしておりますけれども、実際のところは市民が必要としていないものです。非常に危険な個人情報の漏えいなどの危険性があるという点を推進しているという点で問題であります。

あと、自衛隊の適齢者名簿の提出については、先ほど数字が述べられましたけれども、本人の承諾もないまま個人情報が流出しているという問題でありますので、改めていただきたいということを申し上げて、反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第94号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第94号決算の認定について（令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出から御説明申し上げます。292ページを御覧ください。

1款総務費は支出済額2,122万5,030円で、支出の主なものは、備考欄、1項1目一般管理費の国民健康保険被保険者証作成等業務委託、同項2目連合会負担金の国民健康保険団体連合会

一般負担金、2項3目賦課徴収費の国民健康保険税納付通知書等作成等業務委託、3項1目運営協議会費の国民健康保険事業の運営に係る協議会の委員報酬8名分でございます。

次に、2款保険給付費は、支出済額8億2,294万5,753円で、1項療養諸費、2項高額療養費、3項葬祭諸費、4項移送費、5項出産育児諸費、6項傷病手当金をそれぞれ支出いたしております。

なお、件数等につきましては、備考欄及び決算附属書の100ページから101ページに記載をしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

同款保険給付金におけるそれぞれの不用額につきましては、療養給付費等の伸び率を勘案し予算措置は行っておりましたけれども、結果的にそれぞれの実績との差異が生じたものでございます。

続きまして、294ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額2億3,109万5,675円で、医療費等に係る市の法定負担分でございます。県からの指示額でございます。

1項医療費給付分、2項後期高齢者支援等分、3項介護納付金分、それぞれを県に納付するものでございます。

次に、296ページから298ページにかけての8款保険事業費につきましては、支出済額1億4,140万8,164円で、疾病予防や医療費適正化のための各種保険事業に係る経費でございます。

296ページ上段の1項特定健診保健指導事業費におきましては、保健師業務専門員二人分の報酬や特定健診保健指導事業費の経費を、また、2項保健事業費では、1目疾病予防費で、診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や人間ドック利用補助金を、また、4目医療費適正化特別対策事業費で、保健師業務専門員4人分の報酬及びジェネリック医薬品差額通知事業等を執行したほか、9目早期介入保健指導事業費で特定健診の要指導ではない予備群の者に対し、早くから生活習慣病の改善指導を行います早期介入保健指導事業を実施いたしましたところでございます。

次に、298ページ上段でございます。9款基金積立金は支出済額3,053万円で、国民健康

保険基金に発生した利息相当額と令和2年度決算繰越金の一部を今後の国保事業運営の不測の事態に備えるために積み立てたものでございます。

次に、11款諸支出金は、支出済額1億2,767万8,382円で、1項償還金及び還付加算金のうち、1目一般被保険者保険税還付金については、国民健康保険税に係る過年度還付金となっております。

次に、4目保険給付費等交付金償還金につきましては備考欄を御覧ください。

令和2年度国民健康保険給付費等交付金の交付額確定に伴う返還金でございます。内訳については記載のとおりでございます。

次に、2項繰出金につきましては、支出済額7,716万1,000円で直営診療施設勘定特別会計への繰り出しと収納率向上特別対策事業として一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、12款予備費につきましては、当初1,000万円を予算措置しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る国税の減免申請書等の発送のため、1款2項3目賦課徴収費の通信運搬費のほうに45万1,000円を流用し、執行いたしました。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前にお戻りいただきまして、286ページをお開きください。

歳入の1款国民健康保険税、及び2款1項2目督促手数料、並びに288ページの11款1項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課のほうより御説明を申し上げることとなりますので、初めに税務課より決算状況を説明した後に、保険年金課関係について御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○税務課長（山口隆雄）国民健康保険税等の収納状況につきまして、収納課分も合わせて説明いたします。

286ページの1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、収入済額1億9,443万2,900円、2目退職被保険者等国民健康保険税は収入済額1億3,221万6,890円でございます。

国税全体の収入済額は一番上の行になります1億9,575万1,979円でございます。不

納欠損額は一般分で2,817万3,698円、退職分で67万8,938円、合計2,885万2,636円で件数は2,014件でございます。

不納欠損処分の主な理由は、担税力未回復によるものが1,400件、時効によるものが470件、ほかは所在不明等でございます。

収入未済額は、現年度分が1,015人で9,235万6,537円、滞納繰越分が1,670人で、4億8,164万5,885円で、合計しますと2,685人で、収入未済額の一番上の行になります5億7,400万2,422円。備考欄記載の歳入還付未済額は合計で20万5,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料2目1節督促手数料は、収入済額101万7,282円。不納欠損額は18万4,500円、収入未済額は230万8,168円でございます。

次に、288ページになります。11款諸収入1項延滞金加算金及び過料は、1目一般被保険者及び2目退職被保険者等の延滞金で収入済額1,209万3,976円でございます。過料はございません。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、引き続き、保険年金課より御説明をいたします。

286ページにお戻りください。

3款国庫支出金2項国庫補助金において、9目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免分の補填と東日本大震災対応に係る補填分となっております。

次に、6款2項1目保険給付費等交付金は、本市における医療費等に係る普通交付金、及び備考欄に記載分の特別交付金として交付されたものでございます。

次に、8款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険金等の利子収入でございます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金は、保険基金安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金繰入金等の法定内繰入れを行っております。

また、9款2項1目国民健康保険基金繰入金につきましては、本年度は基金への繰入れは行っておりません。

次に、10款繰越金は、令和2年度からの純繰越分でございます。

次に、11款3項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等により国保による治療を受けた場合、その費用を加害者から損害賠償金として受け入れるもので、国保連合会からその分を納付されるものでございます。

290ページを御覧ください。

4目一般被保険者返納金は、調定額820万2,901円、収納済額506万4,155円、収入未済額313万8,746円で、この返納金につきましては、資格喪失後の受診や負担割合変更に伴います一部負担金の返納金でございまして、毎年発生いたしております。その都度、面談や電話、文書等、様々な形で納付の相談を行っておりますけれども44件が収入未済となっております。

詳細につきましては、決算資料の187ページ、収入未済額の状況の表中下段に記載しております。

なお、この返納金につきましては、保険者間の調整ができる分が大半でございますが、本人同意等の手続に時間を要するために、未納が発生しているものでございます。

続きまして、6目雑入につきましては、雇用保険料個人掛金などを受け入れております。

続きまして、302ページを御覧ください。

実質収支につきましては、歳入総額110億443万8,000円、歳出総額109億2,488万3,000円で、歳入歳出差引額7,955万5,000円は翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支は同額の7,955万5,000円となっております。

次に、財産に関する調書につきましては、保険年金課におきましては二つの基金がございまして、詳細につきましては359ページ、360ページに記載しているとおりでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博） まず、コロナ感染症に関わる国保税の減免という点では、減免件数が何件で、減免金額は何件だったというのに分かりますか。

○税務課長（山口隆雄） 令和3年度におけるコロナ減免の状況につきましては、減免の件数が248件で減免金額総額が3,917万1,800円となっております。

○委員（井上勝博） あと、滞納のために短期証

を交付された方と資格証を交付された方、それから、差押え件数と金額を教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）まず、短期証につきましては、決算ですけれども、本年3月末現在でよろしいでしょうか。

では、短期証の発行につきましては、滞納者数で申しますと2,097名の滞納に対しまして、短期証発行は491世帯、資格証が78世帯に発行しているところでございます。

○収納課長（国分 修）差押え件数につきまして、国税に係る分が約127件、約3,500万円差押えを執行しております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）滞納がやはり依然として非常に多いと。現年度分だけで9,234万円という計算になったんですが、払い切れないほど高いというのは基本的にやはり国保の問題です。

そのことによって、先ほどの質疑の中にあつたように、127件で3,500万円の差押えと短期証が491人、資格証が78人の方々が医療を受けるのに非常に困難になってきていらっしゃるという点で、国税を何とか安くしていただきたいと。そのことについて、市に対して言っているわけではありません。国庫支出金を増やすことを要求するというと同時に、市としても一般会計からの繰出しなどの努力をしていただきたいということを申し上げまして、反対の討論といたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

す。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第97号 決算の認定について（令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第97号決算の認定について（令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出から御説明申し上げます。決算書の348ページをお開きください。

1款2項1目徴収費でございますが、支出済額21万8,732円で、こちらは保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額13億2,883万8,328円で、こちらは広域連合への保険料等の納付金で、徴収しました保険料と保険基盤安定分を合わせて納付するものでございます。

次に、3款1項1目健康保険増進事業費は、支出済額1,765万2,814円で、こちらのほうにつきましては、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施推進事業に係る経費でございます。支出の主なもの、保健事業地域支援専門員3名の報酬、及び職員1名の給与と備品購入等事業に係る各種経費でございます。

次に、5款1項1目保険料還付金は支出済額95万4,300円で、こちらは過年度保険料について所得構成等により被保険者へ還付したものでございます。

歳出については、以上でございます。

引き続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前のページに戻っていただきまして344ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は調定額9億

1,653万3,600円、収入済額9億724万1,300円で、総体の収納率は98.98%でございます。

1目特別徴収保険料は収入済額6億3,426万4,200円で、年金天引きにより徴収したものでございます。

2目普通徴収保険料は1節現年分と2節滞納繰越分を合計した収納済額は2億7,297万7,100円で、口座振替や納付書により徴収したものでございます。

同目における収入未済額につきましては、1節現年分が476万2,400円、2節滞納繰越分が475万4,300円で合計951万6,700円でございますが、徴収対策といたしまして、臨戸訪問や電話、納付書誓約書等による時効中断等を行いつつ、今後におきましても、口座振替の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収入未済額の解消を図っていくこととしております。

また、同目における不納欠損額13万6,800円につきましては、保険料の時効成立2年が経過することから不納欠損処分をいたしたところでございます。

件数は23件でございます、主な処分理由は本人の死亡等によるものでございます。

なお、1目及び2目の備考欄中記載しております還付未済額につきましては、それぞれ死亡等の理由により保険料を返還する必要がございますけれども、御遺族の口座等の確認に時間を要するため、今年度末をめどに処理を行う予定といたしております。

続きまして、2款1項2目督促手数料は事務手数料でございます。保険料と同様、22件2,200円を不納欠損処分しておりますけれども、こちらは2目の普通徴収保険料の不納欠損処分に伴うものでございます。

次に、4款1項2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減分を公費で補填をするものでございまして、負担割合は、県が4分の3、市が4分の1で、こちらを合わせた金額を繰り入れております。

次に、5款1項1目繰越金は前年度からの繰越分でございます。

続いて、6款1項1目保険料還付金は、過年度

保険料を被保険者へ返還した分を、広域連合から受け入れたものでございます。

続いて、6款5項5目雑入につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度特別対策補助金を受け入れておりますけれども、国や県支出金に該当しないため雑入で受入れをいたしているものでございます。

こちらは、歳出で申し上げました高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施推進事業に係る補填分でございます。

続きまして、350ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、御説明いたします。

歳入総額13億5,130万5,000円に対しまして、歳出総額13億4,766万4,000円で歳入歳出差引額は364万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支額は同額となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）教えていただきたいんですが、減免があったのかどうかということと、それから、1か月の短期保険証と2か月の短期保険証について人数を教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）まず、コロナの減免の件数でございますが、2件でございます。金額は23万6,900円となっております。また、短期証の1か月と2か月の人数でよろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）はい。

○保険年金課長（山元 茂）一応、決算ですので3月末現在で申し上げますと、1か月の短期証が4名、2か月の短期証が15名でございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありません

か。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療制度は、年齢を区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増とさせて押しつける悪法となっております。2年ごとに保険料が上がっていく仕組みになっております。

一度、民主党政権のときに廃止をとという話もありましたけれども、結局、廃止されずに今日まで残っております。高齢者を差別する後期高齢者医療制度については廃止を求め、反対の討論といたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。以上で、保険年金課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯田裕達